

令和2年12月愛荘町議会定例会会議録

令和2年12月8日（火）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第63号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第 3 議案第64号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第65号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 愛荘町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び規約の変更に
つき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第68号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更およ
び規約の変更に関する協議につき議決を求めることにつ
いて
- 日程第 8 議案第69号 豊郷町道の路線の認定にかかる承諾につき議決を求めるこ
とについて
- 日程第 9 議案第70号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて
- 日程第10 議案第71号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11 議案第72号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第73号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第13 議案第74号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第14 議案第75号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第15 議案第76号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第77号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡 子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 河村善一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田寿君	教育次長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
福祉担当政策監	岡部得晴君	経営戦略課長	生駒秀嘉君
まちづくり協働課長	西川傅和君	学校教育担当課長	田中幹雄君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	建設・下水道課長	羽田順行君
住民課長	阪本崇君	農林商工課長	北川三津夫君
税務課長	北村章夫君	福祉課長	田中孝幸君

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田郁子	書記	宮川佳衣奈
--------	------	----	-------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き定例会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

中村産業担当政策監より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（河村善一君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日12月7日に引き続き、3名の一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 外川善正君

○議長（河村善一君） 8番、外川善正君。

○8番（外川善正君） おはようございます。一般質問、一問一答で行います。それと、私が質問させていただく内容については、今までほとんどの項目について昨日回答をいただいております。ひょっとしたらダブるかもわかりませんが、できるだけ重複しないように気をつけて質問させていただきますので、その点よろしくお願いいたします。

旧愛知川町と旧秦荘町の2町が合併し、愛荘町として一つの町になるべく、多くの計画を立案し、今後の財政負担の増大や施設利用者の減少等を見据えた中での「公共施設（建物）個別施設計画」や「行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針（案）」について、これらが答申され、行政は9施設に係る基本設計・細部設計の発注する段階まで進められました。この間でいくつかの疑問点が見受けられることから、次の点についてお尋ねします。

先ほども言いましたが、全部で9点ありますが、割愛する部分もあるかもわかりませんので、ひとつよろしくお願いいたします。

1つ目として、総合管理計画の中で、「合併時、分庁方式としたことから2庁舎の集約化等を検討する場合には、議会や住民を含めた協議を実施します」とあるが、なぜ協議

をしなかったか。これは昨日も話が出ておりますが、再度お尋ねしておきます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

総合管理計画を踏まえて、平成31年3月に「個別施設計画」策定に向けて、住民や団体、学識者等で構成した検討会を設置して協議を重ねていただき、パブリックコメントを経て、議会においては全員協議会等でご協議いただいたところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今、回答いただきまして、その中で、私がお聞きしたのは、議員・住民を含めた協議を実施したかという点を聞いております。そして、なぜできなかったかという、この点につきましては、行政側から「協議を行います」というようなコメントがされているわけです。だから、行政側がしたか、しなかったかという点をまず回答いただきたいと思います。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 「議会や住民を含めた協議を実施」というところがございますけれども、「議会や」というところで、「議会」という表記にはなってございません。

議会につきましては住民の代表でございまして、最終的に議会で議論いただきました。町としての意思決定を承認いただく役割を担っていただいていることから、住民等で構成された検討委員会で協議をいただいて、それを踏まえまして議会で協議いただくことが適切であると考えて進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今のご回答なんですけど、施設管理計画を読まれた、その中に私が言ったことが、「議員、住民を含めた協議を行います」と、はっきりうたっています。

その管理計画書を読まれましたか。その部分、書いてあるとこ、どこに書いてあるか、言いましょか。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 総合管理計画につきましては、先ほども言わせてもらったように、「議会や住民を含めた協議を実施」というところがございますので、一堂に

会した協議会を設置して協議することまでは求めてないというところでございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） そうしましたら、「協議」というのはどういうことを指すのか。

私は、協議をする、この場合ですよ、今の個別計画を進めている段階における協議の中身は、この庁舎とか職員の給与、いろんな、土地とかそういうような公共で持っているもの、これすべて国からの支援金もあるかもわかりませんが、住民の税金でやっているわけですよ。そして、その中で住民ができないことを職員の皆さんに、一人ひとりが国の方まで行ってやるのが本来かどうかもわかりませんがね、その代行を皆さん、やっているだけに過ぎない。

だから、この庁舎もどういふふうに使っていかうとかいふのは、職員も然り、議員も然り、住民も然り、それらの方がどういふふうに使ったらいいのかというので金を出し合っって一つの庁舎というものをつくっていると私は思っている、今の場合。だから、これを変更しようと思うのだったら、そういうような、お金を出しておられる、税金を出しておられる方、少なくとも検討委員会の中に入れて2人ぐらいではなしに、もっと多くの方が出て協議をすべきだと。それが「協議」だと思う。そして一番いい方法を、これはあとになるかもわからんけど、こんな運用の仕方をしているとロスが多いからやめておこうとかいふので変えていく。それが協議ではないのですか。

検討委員会で協議をしてもらう、それはその、例えば商工会とか観光協会とか農業とか、いろんな立場の人が出てきて、そこからの角度でも見ていきたいと思います。その段階では、検討委員会の中では町民代表は2名でしたよ。だから、少ない方で検討して徐々にしておろしていこうと、広げていこうと。その中で協議を図っていこうと。その前に議員とか町民代表の方によって、ワンクッション置くためにいろんな意見を聞いていきたいと思います。私はそれが「協議」だと思っている。行政の方で「協議」というのをどういふふうにとらまえているのか、回答してください。これは、町長、お願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども担当の課長から答弁を申し上げますと共に、外川議員からご発信をいただいております、ご発言をいただいておりますのが、やはり住民、より広くあまねくということをお求めになってらっしゃる、お感じになってらっしゃるということであろうなというふうにも思います。

その中で、仮に運用がなかなか大変なんだということもご発信いただきましたのは、

より現実的なところを踏まえて、人数が、じゃあ2万人の町で2万人が参加するという
ことではないという意味合いなんだろうなというふうに思いながら拝聴をいたしてお
りました。

この「協議」の部分ということ、まさに現実的に私たち、私もそうでございますが、
先生方が特に住民の代表ということで、住民の皆様のご意見を町政にしっかりと入れ込
んでいく、反映をしていくということで、この議会を構成してくださっています。そう
いう点におきましては、まず議会の先生方は住民のご意見ということを代表する方々で
ある、そのご意見を入れていっていただくということでございます。

一方、住民の方々ということも、私もそら、叶うならばより多く、2万人に近い方々
にいつもいろんな案件でご意見を賜ってということができるのであれば、それは大変幸
いだというふうにも存じますが、その周知をそれぞれの家庭に、それぞれお送りをして、
またスケジュールもこうこうでというところで、じゃあ、2万人が入れるようなホール
もあるわけでもなし、そんな点においてはそれは現実的ではないというふうにも思いま
す。様々な知恵の中で、その民意をどのように、住民のお声を反映ということに関しま
しては、やはりかつてから検討委員会ということをそれぞれの行政で仕組みとしても持
っております。今回、この検討委員会を立ち上げてということも、議会の方からのご質
問を賜る中で、ぜひその仕組みにおいてということでもございました。

総合管理計画の中で記されているというところが、すべての対応を含めてこうでなけ
ればならないということを規定しているということではなく、あくまで議会の先生方、
そして住民の方々の、今回としてはこのあり方検討委員会にお入りをいただいた方々と
いうことになってまいりますけれども、そのような実施の内容までをすべてこの段階、
平成の29年でございますけれども、すべてを規定しているということ、対応を規定し
ているということではないというふうにも存じます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今の町長の考えもわかります。それでもやっぱり、2万何人の
方に周知する前には、意見をもらう前には、もっと細かいところで協議をして、できるだ
けロスがないように展開していくためには、やっぱり協議も私は必要だと思う。そこは
もうこれで終わっておきます。

先ほど言われた中で、協議は全員協議会の中で行ってあると、確か最後の方でコメン
トされたと思うのです。けど、私は全員協議会の中で協議をした、どうか、「次第」

の中で、「今日はこの項目について協議しますよ」という、そういうようなものは1回もなかったように思う。ただ、「その他」の項目の中で、「こういうなんで、こういう話や」というのはあったかもわかりませんが、やっぱり全員協議会の中で協議をするというのなら、きちっと資料を出して、そして議論するのが協議だと思う。全協の中で協議したというのは、それはいつか覚えておられますか。私は、全員協議会の中ではなかったと思っています。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

個別施設計画の策定につきましては、パブリックコメントを実施する際に、議員の皆様へ実施の報告と計画についてのご意見をお願いをさせていただいているところでございます。その後、町の計画として取りまとめをさせてもらったものを、全員協議会で報告等させていただいているところでございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） そうというような回答しかしようがないのかな。「次第」の令和元年・令和2年と、全協の「次第」を全部チェックしましたが、そのような協議事項はなかったので、それは付け加えておきます。時間がないので次に行きます。

2番目に、計画書の基本的な方向性の中で、公共施設等総合管理計画では、上記の①項、今議論しました①が記載されているが、公共施設（建物）個別施設計画では、総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方向として、「合併時の協議において分庁方式としたことから、庁舎の集約化等を検討する場合には、町民や議会、そして関係機関等と情報共有しつつ、意見を聞きながら進めます。」とありますが、なぜこのように変わってきたのか。

簡潔に言うと、前は「協議をします」と言っていたのが、個別計画になってきたときには、もう協議はやらないで、情報を共有化して、そして意見だけをいただきましょうというふうに変ってきている。そこはなぜこういうふうに変ってきたかということをお聞きします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 公共施設個別施設計画につきましては、「公共施設等総合管理計画」を踏まえて、住民、諸団体の代表、学識者等の構成により、検討委員会を設置し、計6回にわたり協議をいただき、策定したところでございます。

「個別施設計画」においては、今後の取り組み方法として、「施設所管部署が…主体的に実施するものとし、…計画段階から…町民や議会、関係機関等と情報共有し意見を聞きながら進めていく」としています。

個別計画の取り組み方法について、施設所管部署が主体的に実施することとしたことから、「協議」ではなく、「情報共有しつつ意見を聞きながら進める」と変更しております。

また、関係機関等とも調整して進める必要があることから、対象者の幅を広げて、町民や議会のほか、関係機関等を加えたものでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川善正君。

○8番（外川善正君） 今の答弁の中で、取り組み方法として主体的に所管部署が行うと。ということは、今まで経営戦略課がやってきていただいた、主として、そこを軸にして進めてきたのを、関係ある部署が対応してやっていくということをおられるのですね。

個別計画の中では、3つ目だったかな、各課というか、各部署が対応するために協議ではなく情報の共有化を図ろうとして、それでやっていきますよということを言っておられますけれども、個別計画、それって、経営戦略課が主としてやってきたのではないですか。例えば公民館の話にしる、そういう話でも、直に教育長やら次長から個別に対応したことはないですわね。建物としてどうするかというのを。全部、経営戦略課がやってきたのではないですか。そこら辺は、どういうふうに取り組んでおられるのですか。

個々の所管部署って、はいつてきてないのです。あなた方が、あなた方というのは、経営戦略課の方が主となっていろんなことを話し、報告を受けたりしている。今、担当課長が回答したのは、主として関係部署が個々の施設になるから、やっていくので、協議ではなくして、情報の共有化を図りつつ意見を取り入れてやっていこうと、そうコメントされたのですか。そこら辺はどうなんですか。私は、個別計画においても当然、協議があつて然るべきだと思う。ところが、考え方というのは全然違う。所管課が取り組んでやっていくのと、行政側を一本に絞って、トータル的にいろんなことを総合的に勘案してこれを推し進めていくのと、全然意味合いが違うと思う。そこはどういうふうにおもっておられますか。これは、そういう取り組みをやっているというのは、町長もご存じですか。関係部署が個々に取り組みをやっているというのは。コメントをいただきたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれのフェーズを外川議員、しっかりとお踏まえをいただいたうえでご質問をいただいているというようにも存じます。仔細にいろいろと中を見ていただいている、本当に感謝を申し上げます。

まず、遡りますと平成26年、今から6年前ということでございますけれども、これが総務省から各自治体に対しまして、昭和の時代を主とする1970年代に建設された公共施設、この管理を適正にしていくための計画を持ちなさいという要請が全国自治体に発出をされております。

それを受けまして、その3年後、平成29年に愛荘町としても公共施設等の総合管理計画ということを用いました。これは、人口の動態であったり、愛荘町がこれからどのように変遷をしていくかということと、今持っている公共施設全体量がどのようなものであるか等々を持ちました。どちらかと言うと理念的なものであったというようにも存じております。

その中でどのように今後とらえて進めていくかというところの時間の経過とともに、そこからまた2年後ということでもございましたけれども、とするならば、これはその理念を受けたうえでどのようにしていくかということをつくり上げていくフェーズに移ってきております。ここにおきましては、それぞれ機能が重複している施設に関しては集約ということを大きな方針とするということが定められました。その点におきまして、それぞれ所管の担当課がその施設の関係先がそれぞれございますので、その点におきましてはいろんな皆様との情報の共有をしながら進めていくということが肝要であるということが記されてきた、その経緯でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川善正君。

○8番（外川善正君） 今、町長がお答えになられた部分は、あくまで行政側の話があって、行政側の中でどういうふうに情報をつかんでいこうかということをおっしゃっておられると思うのですよ。私が聞いているのは、議会とか住民とかの対応を、今後は関係部署がやっていくというふうに答えられたようにも思ったので、この点について質問したのです。

総務省からずっと言われてきて、総合管理、そして個別、順番に来ているのは、それはもう何回も口が酸っぱくなるほど聞かされておりますので、わかっております。ただ、どこの、82施設あるうちの今は9ですが、ほかの部分をとらまえても、やっぱり協議と

いうのは必要だと思うのです。検討委員会というのも、そこへ諮問して答申をもらう、そういうことをきちっとしていくために今聞いているのです。だから、それは一元的にどこかの部署がきちんと 82 施設全体を把握して、どのような格好で進めていこうかというような管理をきちんとすべきであると思う。

だから、情報を共有しつつやりますとか、本当にこの施設をどういうふうを持って行こうかというのは、やっぱりいろんな、限られた人になるかもわからないけども、協議をして意見を聞くのが筋だと思います。次の質問に行きます。

3 点目です。簡潔に言いますと、この 468 億円、これってどのようなお金で、どういうふうに積み上げられた額かなと。というのは、この 468 億円はあなた方が積み上げた結果が 468 億円だと思っています。だから、大枠でもいいので、どのような金額かというのを教えてください。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 町公共施設等総合管理計画では、公共施設 82 施設を保有し続けた場合、2055 年度までの今後 40 年間で大規模改修および建て替えに必要な将来更新費として、年間平均 11 億 7,000 万円、総額 468 億円と推計しております。

推計の方法については、大規模改修の時期を築 30 年目、建て替え時期を築 60 年目として、施設の種類ごとに設定した大規模改修および建て替えの単価に、各施設の延べ床面積を乗じて算出し、今後 40 年間の間に必要な更新費用として積み上げをしております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 8 番、外川善正君。

○8 番（外川善正君） 今、総額 468 億円の手前が 11 億円と言われたのかな。その部分についての段階、下へ下がったところでどんな形で算出したのか、教えてください。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

年平均 11 億 7,000 万円と言いますのは、総額 468 億円を 40 年ということになっておりますので、それを割った金額となっております。

○議長（河村善一君） 8 番、外川君。

○8 番（外川善正君） 私が調べたところでは、468 億円ではないと思います。これはどこからどんな形で積み上げてこられたのか。468 億円というのは、インフラも含んだ金額であるのは間違いありませんね。どうですか。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 今回の更新費の総額 468 億円の算出につきましては、国の総務省が示します単価、考え方、基準に基づいて出している数字でございます。今言っていただきました維持経費・運営費等については、今回この中には入ってございません。

○議長（河村善一君） 8 番、外川善正君。

○8 番（外川善正君） いつものことながら、いろんな協議会があつて、その中で計算のややこしいものはどこかに委託していますと。委託していたら、会議にはその方が見えられて、その方が説明されております。

今、課長が言ったように、これは国が示されて計算した額だと。もうそこが私は間違いだと思う。その 468 億円が、この話を聞いて内容を見て、それを自分のものにして人に説明するぐらいの準備が私は必要だと思う。

私が調べた中では、公共施設整備には 5 か年で 41 億 7,000 万円かかっている。これが年間、5 年間で 1 年平均にすると 8.3 億円。それとその他の経費というのが農林水産とか土木、そういうもののインフラが 5 年間で 24.2 億円、それだけかかっている。将来の更新費とか、そういうものを含めて足し込むと 66 億円になって、今課長が言った 11 億 7,000 万円というのは 1 年間に必要な経費だと。この経費を 40 年間積み重ねると 468 億円になるのですよ。だから今この建物を、個別の建物をどうしようかと言っている額は、そんな 468 億円ではない。もっとちゃんと、これ私、間違っていたら謝りますけど、一遍きちんと精査してみてくださいよ。

町長もどういう形で報告を受けているか知らんけど、その 468 億円というのは、この前、防災無線で現状の町政報告の中で 468 億円という金は発表されているのですよ。そうしたら今、個別計画（建物）をやっていく段階で、住民の方は 468 億円要ると違つかというような錯覚に陥られます。だから、人から示されたデータは、自分がきちんと自分のものにしてから話をしてください。次、行きます。本当に、すべて平行線、言っていること、いただくことが。だから、お願いしますよ、きっちり。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいま更新費用の積算についてご説明いただきましたが、総務省の基準に基づきまして、建て替えの平均的な単価、全国的な単価を用いまして、してまた大規模改修も全国的な平均の単価が総務省、国の方から示されておりまして、

それぞれ 82 施設ごとに大規模改修を 30 年、そして建て替えの時期を 60 年ということで基準を設けて、それぞれ施設ごとに大規模改修、そして建て替えの費用というのを積み上げて、それを 40 年間で必要な額が 468 億円ということで、総務省の基準に基づいて職員で積算をしているというところでございます。

そして、それを 40 年間という大規模改修の費用、そして建て替えの費用という額を平均しますと、年間で 11.7 億円ということがかかってくると。ただ、これはあくまでも平均でございまして、総合管理計画の 9 ページを見ていただきましたら、それぞれ一定、各年度でどれぐらいの費用、30 年なり 60 年というスパンで考えた時に更新費用としてかかってくるかというのを整理をして、お示しもさせていただいているところでございます。

○議長（河村善一君） 8 番、外川善正君。

○8 番（外川善正君） 今、副町長が言われましたけど、それは言われる前に私、既にそのページは呼んでいます。元になるのは 5 年平均で行っているのですね。平成 23 年から 27 年の経費にかかったものを、その年度ごとに出してきて、それを平均したのが 8.3 億円というような、その分は見ているのですよ。その部分を見て、468 億円はインフラを含めた金でしょう、違うのですか。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 5 年間の、普通建設事業費が 7 億円から 20 億円で推移したという文言のところを見ていただいてお話しいただいております。これについてもインフラの費用ということでございますし、468 億円というのもインフラの費用と。

ただ、今回、公共施設をこのまま維持し続けると、どれぐらいのコストがかかってくるかというところですので、5 年間というスパンですと、その時期に更新なり大規模改修が行われた施設については計上されておりますが、ただ、その時期に該当しないものについては計上されていないということですので、40 年という建物の長期のライフサイクルを加味して、40 年の中で積算をして、そして 1 年当たり 11 億 8,000 万円という更新費がかかるというのを積算しているところでございます。

○議長（河村善一君） 8 番、外川善正君。

○8 番（外川善正君） 言っているところは一緒だと思います。5 年間の平均がもとになった、そのペースで計算しているんだと。だからきっちり、丁寧に説明をしていただきたい。これから何かにおいても。次に行きます。

5番目の適正化に向けた具体の方針、これでヒト・モノ・カネについて、昨日、移動に関わる5分の職員の数字を言われたと思うのですが、あの数字は本当に正確な数字かな。なぜかという、前回の質問の時に尋ねたのですが、その時は答えが出なかった。今回は出た。職員の移動に関わるロスの部分の時間を金額に換算されたのかなど、昨日、話されたのは。だから、本当に職員が移動された部分のかかる費用を再度教えてください。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

昨日、町長からも回答させていただいておりますけれども、人件費につきましては一般行政職員の平均年齢が39.95歳ということでございますので、係長職をベースとして、職員1人が週1回、庁舎間を移動するということで、あくまでも概算で積算をさせていただいております。年間1人45時間、121人を時間単価4,224円で掛けますと、約2,300万円というところで試算をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川善正君。

○8番（外川善正君） これは今は概算とおっしゃいましたね。私は、こういうような運営形態を変えるとか、そういうような部分についてはきちんとしたデータを出して、それでみんなに納得してもらおう。ということは、こういうことをしようと思ったら、1年だったら1年前から何と何のデータを取ったらいいかというのを検討して、どこか半年だったら半年でどれだけできている、それを1年に置き換えるなりしたらいいのですが、今これ、本当に、概算ですけど、実績ですか。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 今も説明させていただきましたけれども、概算でございます。あくまでも見込みとさせていただきます。

今、ちょっと遅くなっておりますけれども、11月から公用車の管理簿もございます。公用車を乗ると記録を残すものなんですけれども、それについて今現在、庁舎間の移動の調査をさせていただいております。11月・12月と、今後結果を見させていただいて、また積算の根拠とさせていただこうと考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川善正君。

○8番（外川善正君） だから、概算で出している資料、きちんと出さないとあかん資

料、そういうものをすみ分けて、やっぱりきちっとした形で進めていく、事業そのものの。それには何が必要かと言ったら、先ほど言った協議が必要なんです。協議の中で、こういうものを調べてくださいよ、こんなものが要りますよと言って協議を終わって、段取りをして、それをベースに町民の方や議員の方に納得してもらおう。そういうやり方をしないことには、言われて、「はい、概算です」なんて、そんなもの通らない。そこまですべて終わっておきます。

適正化の中で、支所方式というのが出ています。この支所方式については、その文面を読むと、「支所としての総合サービスを行う」という部分と、町民説明会のチラシの中では、「総合支所としてサービスを行う」、この違いを教えてください。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 考え方としては、同じでございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川善正君。

○8番（外川善正君） あなた方が一緒だと言うのなら、そうかもわからん。そういう判断をしてもらってもいいけど、普通、サービスがあって、「支所として総合サービスをする」、「総合支所としてサービスをする」というのは、全然意味が違う。そこでやらなあかん、総合支所としてやらなあかん業務、それをきっちり位置づけてる。そうしたらそれなりの人もはらないとあかん。ところが、支所として総合的なサービスを行うというのは、そこに窓口を設置したもので、いろんな知っている範囲内でサービスはして、わからんところは問い合わせするとか、そういう違いがあるのですよ、1つひとつ。だから、何もかも一緒くたにしてもらったら、私は考え方をきちんと整理した方がいいと思いますよ。

最後に、町長にお伺いします。この間、防災無線で、現在の町政の報告をされました。それはそれでいいのですが、防災無線を使って放送するというのは、それは条例の中できちんと決められてるし、よその市町を見ても、ちゃんとそれは、一般的なこともやってよろしいですよ。ただ、時間は簡潔にやりなさいよ。修学旅行へ行っても、放送されている時間は1分ぐらいですよ。どこどこについて、全員無事でしたとか、4分も5分もタラタラタラタラ防災無線でするぐらいだったら、今までなぜ住民説明会もされなかったのかなど。防災無線の中でその部分を、コロナが目的と言いつつも、それを出して468億、そういうようなお金も出しながら、住民サービスは落ちませんよと、そういう話を果たして、まだ住民説明も終わってない段階で本当にやるべきかなど。

- 議長（河村善一君） 時間が来ておりますので、最後まとめてください。
- 8番（外川善正君） その部分をどのようなお考えでやられたか、そこだけ聞かせてください。
- 議長（河村善一君） 町長。
- 町長（有村国知君） お答えを申し上げます。私がこの防災無線の中でということでのお話でございますけれども、あり方検討委員会の皆様から答申をいただきましたこと、そしてそれを受けまして、答申を受けまして町としての方針案を定めてまいって、そのうえで、その後、住民説明会を開催させていただきますという内容もございました。
- ということで、全体の流れをあくまでご報告申し上げたということでございますので、今、住民説明会も来年の1月にご報告を申し上げていく機会がございますということで、しっかりとご報告をしているというものでございました。
- 議長（河村善一君） もう終わってください。
- 8番（外川善正君） いろいろ失礼なことも言ったかも知れませんが、こういうようなことは。
- 議長（河村善一君） もう終わってください。もう時間が来ておりますので。

-
- 議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。
- 休憩 午前 9時49分
- 再開 午前10時05分
- 議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

- 議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。
- 13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。

まず、今回の一般質問は、「滋賀県立高等学校あり方検討委員会と愛知高等学校について」、2つ目は、「有村町政の時代考証と政治姿勢について」、この2項目について一般質問を行い、一問一答で行います。

まず初めに、滋賀県立高等学校あり方検討委員会と愛知高等学校について質問します。

まず1つ目、令和2年6月に「滋賀県立高等学校あり方検討委員会」が設置され、令和3年10月を目途に答申を提出するとしています。そこで町長にお聞きします。

検討委員会が始まったばかりですので、愛知高等学校がどのようになっていくのかは、現時点で推察・考察することはできないところです。本町において高等学校の存在は大きいわけですが、高校関係者からも「地域で育てていただいた高校」と言われています。町長は6月議会で、愛知高等学校そして愛知高等養護学校との連携は、大変重要な取り組みの柱だと存じている」と答弁しています。改めて愛知高等学校とまちづくりについて、見識を求めておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 「まちづくり」という観点におきまして、愛知高等学校と愛知高等養護学校の存在は、大変重要でございます。

例えば、町内を多くの高校生が行き交うことで賑わいの創出につながるとともに、生徒が町内の団体や住民と交流することで、地域の活性化が図れるものと考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 地域経済との関係で愛知高校の存在、それを聞いておきます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 経済面からと愛知高校の部分についてでございますけれども、地域を支えるという意味でありますけれども、多くの高校生が行き交うという部分、近江鉄道や路線バス角能線の通学利用であったり、また、そういう公共交通を支えるといった部分、また、そういった部分につきましては、愛荘町において重要な存在であるということでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） じゃあ、次続けますが、その前に、私は担当課に聞いているわけではないのです。町長の考え方を聞いているので、代弁は必要ないと思います。では、次に行かせていただきます。

あり方検討委員会では、「全県一区制の導入による検証」が行われています。「全県一区制」は、「自分に合った主体的な高校選択が進んだ」との検証の一方で、旧通学区域内にある高校への進学割合は、依然として7割から8割を占めているとのデータが示されています。

県立高校あり方検討委員会では、「それぞれの教育目標等に応じた魅力ある学校づくり」としています。愛知高等学校のように1学年3学級の学校では、「授業の工夫」「地域との連携」が進んでいるとされています。

愛知高等学校は、「授業の工夫」により4年制大学を含む進学生徒が3割を占めています。また、愛荘町商工会と連携協定を結び、「地域との連携」により地元企業・事業所さんへの体験研修が定着しています。学校関係者が言う、「地域で育てていただいている高校」です。

あり方検討委員会では、「高校の魅力化」を協議されています。愛知高等学校・愛知高等養護学校の魅力化づくりでは行政の支援も必要だと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 県教委では、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」の基本理念のもと、多様性のある社会、人口減少社会、新しい生活様式への対応を、小中学校・高校・社会の連続性の中でとらえ、持続可能な形で実施する魅力化づくりに取り組んでおり、このことは生徒の確保、学校の維持のみならず、まちの魅力向上にもつながると認識しています。

愛知高等学校・愛知高等養護学校では、地域共学の精神で地域から愛される高校を目指しており、そのような観点から、町職員が行う出前講座の実施をはじめとした、地域に根差し、共に学び、共に生きていく魅力化づくりを展開されています。

引き続き相互に連携しながら、愛知高等学校による魅力化の取り組みを、町としても応援してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） これは担当課の方がいいと思いますが、出前講座を実施していると今答弁されているわけで、具体的にどういう出前講座をされているのか。

そして、最後に応援をしていくということなので、具体的にどのような応援を考えておられるのか。担当課で答えていただきます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 出前講座でございますけれども、先日、愛知高等学校の2年生の生徒、約100名を対象に「総合的学習」の時間を活用いただきまして、ゆめまちテラスえちにおきまして1学年ごとに1クラスずつごと、まちの魅力であったり、愛荘町が取り組むまちづくり紹介をさせていただきました。そこで生徒から、愛荘町の印象であったり、そういったものをお聞かせいただいたものでございます。

高校と町のまちづくりについて今後どのようなものをしていくかという部分でござ

いますけれども、町が愛知高等学校および愛知高等養護学校と行う事業の展開については、学校の意見を反映し、引き続き愛知高等学校では総合学習の出前講座、在校生にまちをPRしていくと。これによりまして当町への愛着と魅力の発信を図っていきます。

また、愛知高等学校が例年、単独で実施しております2年生を対象とした就労セミナーにつきましても、愛荘町に通う生徒の移住・定住につなげることができるよう、町が関わっていきたいと考えております。

次に、愛知高等養護学校とは、引き続き授業のカリキュラムとして実施されているパンの販売をはじめ、テキスタイル授業と伝統産業をつなぎ、生徒を通じた地場産業の振興を図るものでございます。

地元住民で構成される学校活動を支援するスクールサポーターによる地域との交流などを支援し、地域を活性することに努めさせていただきます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ひとつ、学校からの意見というのは、先ほど言われているのですが、もっと具体的に何か出ているのか。この場で答えられるのか、わかりませんが、学校の意見をちょっと答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 学校からの意見ということでございますが、学校の方とは、これも先日でございますけれども、学校運営協議会に出席をさせていただきました。その中でも、やはり校風が昔と比べて落ち着いた様子になって、授業も変わってきていると、次の段階へのステップアップという形で、地域共学等も進めていきたいということをおっしゃっておられましたので、そういったところにはできる限り協力して支援していきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 運営協議会に町が入っていただいているということは聞かせていただきました。より密にされていくのだろうという期待をしています。

そこで、日野町が先日、記事を見ますと、町と日野高校が協定を結んだという記事を見させていただきました。別にそこに到達できるのかどうかは別ですが、取り組みは参考になるのではないかということなど、また、愛知高のOBの方々が以前、郡役所の端で高校レストラン、こういうものも使えないだろうかとか、そういう提案があったことがあります。こうした、日野町では日野駅をコーヒーショップみたいなものを付けて、

日野高校生が関わるとか、もしくは町の行事に高校生にちょっと参画してもらう、司会をしてもらうとか、そういうことを取り組んでいるという記事も書いてありました。これは、あり方検討委員会の中に書いてあったと思うのです。ですから、町長、もっともって、商工会も頑張っていたらいいわけですから、町としてどのように支援をしていくのか、具体的にそういう構想を持たれているのか、その点をお聞きしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 学校の運営協議会、先ほど担当課長からもご報告、ご答弁申し上げましたけれども、この中で意見をいただいていくという仕組みにはなっております。

ゆめまちテラスの際にも様々ご意見を、高校のOBの方々とご関係の方からもいろいろな構想をいただいております。高校のレストランとかカフェとかいうところも、パンの方はそのあと自前で整備をなされましたけれども、なかなかそれが学業のカリキュラムの中で常設・常時やっていくということに関しては、非常にハードルが高いということが率直な回答としては学校側からあったというように認識しております。

とはいえ、様々なニーズということが学校の方、また生徒の方からも内発的なものとしてあがってくるということは今後も当然あるかと存じますので、それを完全にその形で実施してもらわないと困るというアプローチでこちらからご提案申し上げるということではないとは存じますけれども、様々なアイデアということが学校側からもいただくことができるかも知れませんが、また私たちもいろんなフェーズの動きに合わせて、ぜひこういう活躍の場が考えられるんじゃないかということにおきましては、ご提案ということにはしてまいると大変よいかないというふうには存じております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、愛知高等学校学校長も、もっと学校経営についてしっかりとつくっていききたいということは言われています。ですから、それは私は当然、高校としてのあり方、地域での愛知高の存在感、そういうものは当然出てくるだろうと思います。

ただ、私がここで再三いろいろな問題を取り上げる中で愛知高等学校を取り上げているのは、やはり高校の存在というものを私たちは改めて認識を共有化したいと、本当に、ただ、時代の流れで少子化が起こり、県内一校区化されている、そうした中で、愛知高の存在というものをやはり認識を持っていただきたい。単に、時代に流されるのではな

いというところを、私はこの機会に、こういう場を使って皆さんに訴えているというふうにご理解をいただきたいと思います。

それでは、次の質問で、有村町長の時代考証と政治姿勢についてお伺いをいたします。

有村町長は、町長選挙の法定ビラで、「日本一の愛荘町を創る」を表題にして、明治維新後から今日までの歴史を「2つの新機軸」としてとらえられています。第1・第2の新機軸について、どのように時代考証をされて、新機軸としてまとめられたのか、お伺いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 民主主義の創成期であった1868年の明治維新から太平洋戦争終結までの期間を第1の機軸、戦後、日本国憲法の施行により参政権が拡大し、民主主義が広く行き渡るとともに、日本経済は右肩上がりの高度成長を成し遂げ、豊かな国となった民主主義の成熟期を第2の機軸と考えています。

現在、日本全体は世界的にも例を見ない少子高齢化が急速に進み、これまで社会を支えてきた生産年齢人口の割合が著しく低下をし、これまでの制度を抜本的に見直さなければ立ち行かない時代に直面しています。

加えて、グローバル化・ICT化が進展する中で、住民に最も身近な基礎自治体が、様々な施策を展開していかなければならない新たな時代を新機軸としてとらえたものです。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私はざっくりと聞いているわけではなくて、町長の時代を第1機軸、第2の機軸は今現在も含めてくるだろうと思いますので、そこをどう見ておられるのかを聞きたいので、改めて第1の機軸についてもう少し踏み込んだ考え方や、とらえ方をお尋ねしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） まさに今ほどご答弁を申し上げましたとおりでございます。

民主主義の創成期であった明治維新から、太平洋戦争終結までを第1の機軸ということでございます。また、戦後ということで民主主義の成熟期を2つ目の機軸ということで考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） これ以上深みにはまっていくと、迷路に入るということもあ

るだろうけども、町長の今の答弁を聞いていると、第1の機軸・第2の機軸も、民主主義の発展段階、これを指して機軸と規定されているのか、確認しておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 大変、民主主義、私たちが寄って立つ社会の基本で基礎となるものでございますので、そのことは大変、時代をとらえている時に重要であるというふうに私は存じております。

とともに、戦後は様々、社会の成熟の部分がございました。経済成長ということを経験した時代でもあったというふうに存じております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） やっと経済のところを来ていただいたと、そこへ到達していただいて、要するに経済なんですよ、民主主義ではないんですよ。じゃあ、町長が第1の機軸で民主主義の創成期と言われるのですが、じゃあ、創成期をどうとらえておられるのか。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） それ以前の時代ということ、封建制度の時代でございます。そこから日本国憲法の制定とともに、施行とともに参政権が拡大をしていったという時代であったと存じております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） では、いずれにしても、今言われたように、部分的に言えば、民主主義、人権が尊重された第1の新機軸なのかと言えば、民主主義がそこにはなかったという時代なんですよ。疑問なら答弁ください。あなたはいつも手で振ってるだけなんで、それなら私の異論に対して答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど申し上げました。参政権が拡大していく中で民主主義が広く行き渡っていったということでございますので、この参政権の拡大ということは、民主主義がより広がっていったということの証左であるかというふうに存じます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 参政権もいろんな成約を受けて、特定の人しか参政権は与えられなかった。特に女性はそこには入れなかった。そうした時代で、私は民主主義という、創成期というふうに言い切れるかどうか。確かに板垣退助とか、そういう自由民権

運動、そういうものがあつたことは確かです。そういう運動やそういうものを経ているわけで、まさに私は民主主義の観点から、ただ経済を、富国強兵というあの時代、大看板にして、列強国とどのように渡り合うかということ非常に模索した時代であつて、その背景として、残念な日本を招いてきたというふうに私は思っています。

じゃあ、1つだけ聞いておきたいのは、戦争と民主主義、要するに封建時代から新政府になつたわけですが、確かに封建制度がそこで崩れて、新たな国、経済、資本主義というものを目指す国に変化していった。私はその変化が機軸だと、新機軸だと、変革だと、イノベーションだというふうにとらえているのですが、じゃあ、その明治期、終戦まで、残念ながら戦争に没頭していったと。言葉として「没頭」という言葉はどう思われるかは別ですが、それで終戦を迎えたのです。ですから、戦争と民主主義についてお伺いしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 非常に大きな、「戦争と民主主義について述べよ」ということは大変難しいというふうに住じます。もちろん、戦争がない社会が大変よいというふうにも思います。また、民主主義が普遍的な価値として存在する社会ということが大変、みんなにとって重要であるなというふうにもとらえております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 大きな問題なんだけど、しかし、民主主義と戦争という時代をどうとらえるかは非常に大事な問題です。

じゃあ、ひとつ具体的に聞いていきますが、その時代と今の時代、第2機軸に入つていただいても結構です。その当時に、結果として今でもなかなかこれは我々持つんですが、「男らしさ、女らしさ」というものがあつて、富国強兵という時代の中で、特にそういうものが求められていった。そうした中で、じゃあ、「男らしさ、女らしさ」については今でもどういうとらえ方をされているのか、お伺いをしたいし、まずはそこだけを聞いておきましょうか。それと民主主義の、すべてあなたが民主主義の創成期で発展期、そうしたとらえ方での機軸を規定されていますので、民主主義との関係で、男らしさ、女らしさを聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 現在の地方自治において、私たちが様々、大事な観点として、それぞれの人生がそれぞれの価値観をしっかりと発揮をしながら、社会の中でご活躍を

いただくことが大変重要であるというものが、私たちが根底に置くところであるというふう存じております。

そんな点でございますので、それぞれが、ご自身が大事にされる価値をしっかりとサポートしていく自治体、また行政ということが大変肝要だと思っております。それが広い意味では大変民主的な社会ということになっているというふうにも存じております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 全く答弁をされないのですね。いろんな考え、当然、あなた自身も2万人の考えがあるというわけでしょう。しかも、2万人の考えを一堂に会することができないというわけでしょう。私はあなたの考えを聞いているわけで、いろんな考えを聞いているわけではないんですよ。そこを間違えてとらえてもらおうと、何のための一般質問を出したのか、意味がなくなってくるわけで、そのことを強く思います。

そのやり取りをしても無理なので、第3機軸の質問に入ります。

第3の新機軸は、明治維新から150年の今がスタートだと言い、「未来を生きる世代のために、世界に誇れる自由で民主的な国をつくるべく、力強く立ち上げなければなりません」と、未来のあり方を「第3の新機軸」とされています。

町長の言う、世界に誇れる自由で民主的な国をつくと、未来像を示されているわけですから、第2の新機軸および安倍・菅政治を「世界に誇れる自由で民主的な国を創る」視点からどのように評価され、「第3の新機軸」を規定されているのか、お伺いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 戦後の復興を成し遂げ、民主主義が国民に定着し、経済的にも豊かな国を築いてきた第2の機軸は、先人たちの努力の賜物であり、感謝と尊敬の念に堪えないところです。

現在、人口構造が大きく変化し、少子高齢社会に直面化している中、成熟した民主主義など普遍的な価値観は堅持しつつ、安倍・菅政権のもと推し進められている地方創生によって大きく進められてきた地方分権社会のもと、時代の流れを着実にとらえ、新たな時代を地方からつくっていかねばならないと考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） やはり、第1の新機軸のところの議論なしには、第3の機軸も議論できないということになると思いますが、第2の新機軸を先人たちの努力の賜物

であるというふうに言っています。ですから、感謝と尊敬の念、そういうなんで、すべてにおいてもう少し具体的にどのように感じておられるのか、とらえておられるのか、聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 大変、辰己議員も先ほどご発言されておりましたように、戦争は大変不幸にもものであったということを経て、経済の成長ということも私、触れてもおりましたけれども、やはり、当時まではアメリカに次ぐ経済規模を持った日本ということを変、多くの企業戦士とも当時は言われたかと思えますけれども、経済的な部分で世界の中で2位の経済地位を持てたということ、大変、これは大きなことであったというふうに存じております。

ここには、様々な本当ににじむようなご努力があつての経済でもございます。様々、社会福祉も含めて、そのようなことにはやはり経済の部分ということがあったであろうし、世界的にも日本の経済の復興ということは大変注目をされてきておる、今日につながるものであるというふうには存じております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） やはり経済なんです。歴史の発展という流れの中に。ですから、先人の経済、確かに経済大国をつくるのにと。残念ながら第1の新機軸の時には、結果として、その市場開拓をしていく、市場を拡大していくということに立っているわけですよ。そのところを清算をした、それがあの終戦なんです。

そこから、町長が言う、要するに一人ひとりの国民を大事にする国、そのことがしっかりと憲法に書かれてイノベーションが起こったわけですよ。町長が言う、第2の新機軸が起こり、民主主義がより国民の中に定着するという時代の流れが起こっているわけです。

そうした流れの中に今日の経済発展があるというふうに思うのです。ですから、私は民主主義を先に言われたので、民主主義の考え方がどう思っているのか、非常に大事なので、そのことを聞いたわけです。

1つ聞いておかなければならないのは町長の考え方で、今、大変な戦争の起こる、その真珠湾攻撃というものが起こったわけですが、この真珠湾攻撃に対してある人は、1分間の違いで考えてもいなかった方向に行ったということが書かれています。こうしたことも踏まえて、町長自身、真珠湾攻撃に対してどのように時代の中でとらえられてい

るのか、聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 真珠湾攻撃ということ、12月8日、宣戦布告ということ、様々その時代以降においても大変、日本のターニングポイントになったという思いは私もございます。

そういう点で真珠湾攻撃をどのようにとらえるかということでございますが、日本の大きなターニングポイントになった瞬間であったというふうにとらえております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 真珠湾攻撃に対しては、町長の身近な方が1分間、50何秒の間違いで入ってしまったということが、公の地方紙に載っていましたのでお聞きしましたが、その具体的な考え方までは示されなかったということをお聞きします。

なぜこんなことを聞いているかということ、本当に今の時代をどう見ていくか、今後のあり方がどうなのか、町長の言うように本当に民主主義はどうなのかということ、本当に私はしっかりとそこを見ておかなければならない。

じゃあ、こうした今の時代に本当に国民一人ひとりのところ、要するに憲法に保障された国民が主人公の政治へと持っていき、それが今どうなっているのか、いみじくも町長自身が民主主義を機軸にして時代考証をしている。しかし、それ自体も十分に説明ができない。そうした中で私は、やはり経済とそうしたものが矛盾してくるんだということが言いたいわけで、成熟した民主主義と今の政治をどのようにとらえられているのか。今まさに、誰もが言うように、「自助」という言葉で言われても、批判をする声が大きくなってきています。そうした中で、成熟した民主主義とはどういうものなのか、また、そうしたもとの地方創生にどのようにそれが大きく生かされているのかというところを答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 地方自治ということに関してでございますけれども、成熟した民主主義ということ、様々な政治的なお考えをお持ちの方々がそれぞれにしっかりと発信をできる、また被選挙権も含めて参政権をしっかりと持ちである今の日本の社会ということは、大変、政治の状況としても民主主義は確立、当然しておりますし、そんな中で意見の発信ということが交わされて、また議論が重ねられるというのは、大変、成熟した民主主義社会が実現しているというふうに住じております。

これを地方自治に置いてということでございますけれども、やはり政治の部分ということはもちろんございます。民主主義の部分、当然ございます。とともに、その地域、地域が担ってきている歴史であったり、文化であったり、そのつながりということが、昨今、改めて大切であるということで、関心を持たれ、また多くの方々が共感を得ているという時代だと思います。そういう点ではいろんな視点が改めて地方にまた戻ってきているという時代が今日でございますので、それは私たち一人ひとりも地方のことをより大事に思い、地方の結束をより固め、日々の暮らしが活力に満ちた、笑顔のあふれるものにしていきたいという思いを共有、今よりしつとあるんだらうというふうにとらえております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） それが町長の言う、新たな時代を地方から創っていかねばならないという答弁になっているんだらうと思いますが、まあ、見方を変えれば、国は地方分権の名において、地方に自助、自らの力で何とかしてくれということだらうと思います。

実際問題、地方からつくると言っても、皆さんが一番ご存じのように、準則などで結局縛られているわけでしょう。このまちにはこれだけの職員がいると言っても、定数の底に問題提起されて、人を増やすことができない。地方からどのように地方創生、つくると言いながら、結果としていろんな成約を国から受けている。これが本当に民主主義、成熟した民主主義なのかということになります。

で、1つだけ聞いておきたいのは、町長、平和だからこそ民主主義が守られたり発展するのじゃないでしょうか。その点で聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） もちろん、平和ということはもう全人類が望んでいることでございますので、大変重要でございます。また、平和だからこそ成熟した民主主義ができるということ、民主主義でない国も世の中にはございます。その国が今、じゃあ、戦争状態にあるかということ、そうでないところもありますので、これは多少、統治機構の違いということなんだらうと思いますけれども、もちろん、共有の価値としては平和であって、そこに民主主義が存在しておることが一番理想的な状態であるというふうには存じてはおります。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 戦争を起こさない国でも愚かな国はあるということはあります。現実には、非常に危険な行動をとっている国は、あるのは確かです。それは否定しませんし、私もそこは批判します。ただ、次に、そういう平和で、しかし、世界が平和に進もうとしていることは事実で、そこから抜け出すことができないからあがいている国があるということは確かです。ですから、民主主義をより成熟させていくには、やはり平和な世界が必要だということを言って、次の質問に移ります。

町長は、彦愛犬で取り組まれている「ひこねピースフェスタ」への後援を、町として取りやめられました。以前、質問で取り上げた時、「あなたの考えであり、私は私の考えがある」と答弁されました。彦愛犬各市町の行政ならびに教育委員会が後援されていたのに、有村町長は就任を機に、町としての後援を取りやめられました。町長の言う「第3の新機軸」にも関わると受け止めますので、その理由を改めてお尋ねします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 世界平和や核兵器のない世界を願う気持ちは万人共通思いますが、そこに至るまでの手法や考え方は様々に意見が分かれます。そうしたことを踏まえ、町として後援を行わなかったものであります。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そこを聞いているわけで、至るまでの手法や考え方が様々な意見が違う、当然それはもう、どんなことをしてもいろんな意見が出てくるわけで、じゃあ、町長のご意見があったから後援を止めますということになったのは確かなんですから、私は町長の考えがどう持っておられるのかを聞いているわけです。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 様々、アプローチが異なるということでございます。町内といたしましては、もちろん辰己議員はじめ有志・同士の方がお取り組みをいただいている、その最終的なゴールということに共感を要素として感じないわけでは当然ございませんけれども、町内にはやはり多くの、団体様ということではございませんけれども、町内、多くのお考えやお立場を持った方々が当然おられます。その中で、辰己議員はじめ有志の方々の取り組みを、町として後援という形には今回はならないなというふうな判断をいたした次第でございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 団体・組織、いろんな人の関わり、そうしたところを聞いてい

る、そこで反対、後援をちょっと引かせていただいたというとらえ方でいいのか。私は、同じなら、平和を願うのは終局的には一緒なんだと。じゃあ、そのプロセス、それは違うんだというのなら、そのプロセス、考え方を聞きたいと思っているので、改めて、しつこいですが、そこを聞きます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 私が申し上げておりますのが、もちろん共有する価値として、世界が平和であるとか、核兵器がないということは、皆さん当然、共有される価値としてお持ちであるというふうにも存じます。

ただ、そこへのアプローチ自体にいろんなスタンスやお考えが、町内にはおありであるということをお知らせしておりますので、その部分に関しまして町として、このお取り組みをぜひともに後援というふうにはやはり至らないというところであったと存じてます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） じゃあ、一番大きな問題として、今、国連で核兵器禁止条約が採択されて、120か国余の国が賛成で採択されて、そして50か国が署名・批准し、いよいよ1月にそれが世界に効果、力を持ってくるというところに来ました。この流れについてどのようにとらえておられるか、聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

外交・防衛は国の専管の事項でございます。町としての考えとしては、差し控えてまいりたいというように存じます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町の考えって、皆さん、2万人は違うって言ったでしょう、あなたは。私はあなたの考えを聞いているわけです。民主主義で機軸を否定された。平和は終局的な目標になる、一致する。民主主義で時代をつくられているわけですから、じゃあ、これは町という話ではないんですよ。あなたの考えを、あなたのビラに書いてある時代考証から、その時代考証を聞いているわけです、分類から。

ですから、核兵器禁止条約がいよいよ、名実ともに世界に生きてくるといふ時代になった。これについてどういふように町長として考えておられるのか、受け止めておられるのか、聞いているわけで、町の考えは聞いていません。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今も「町長として考えを」ということでおっしゃっていただいていますので、そのような答弁をさせていただいております。有村個人としてのこととということでございますでしょうか。

私の個人としての意見を申し上げるならば、現実の国際社会においては、いまだ核戦力を含む大規模な軍事力が存在しており、そのような厳しい安全保障環境のもとで、我が国として安全保障に万全を期するためには、核を含む米国の抑止力に依存することが必要であることを踏まえれば、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器の非人道性と安全保障の2つの観点を考慮しながら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み重ねていくことが重要であると考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 国と同じ考えを示されているということです。要するに、世界は今、核兵器をなくしていく、そうしたスタートであるというふうに、これからが本当に大きな運動を展開して、世界平和に進む努力が必要だという時に、まだ核に固執する、そうしたことが大事だということを、国もそういうふうに総理大臣も言っているわけですが、橋渡しをするというふうな言葉もあります。しかし、橋渡しどころか、それは核兵器を持っている人の、核の廃絶を求める人に向かって橋渡しをするというふうに、原爆の被害者の方は言うておられる。そうしたことも今言うておきます。

要するに、平和というのは本当に世界平和、しかもこうした、2000年に入ってこうした流れができたのは、町長が言う第2の機軸、その戦争によって、戦後、多くの国が独立をし、その独立した小さな国も含めて、小さな国、独立した国がこうした人権問題、ジェンダー問題も、そしてから今の国際平和についても、大きな貢献をしていると。これが町長の規定した第2の新機軸の変化なんです。イノベーションなんです。それをいよいよ世界みんなが平和のもとで、お互いが認め合って新しい世界をつくっていかうというふうに目指しているのが、私は町長が規定する第3の新機軸だと。戦争とか新核のことを是認する、そういうことではないんだということだけ訴えて、次の質問に移ります。

町長は、防災無線を利用して、「庁舎の集約化」を説明されました。議会には8月11日の議員全員協議会において、庁舎等のあり方検討委員会の答申を説明されただけです。庁舎を含む公共施設の「集約・廃止」の計画日程を含む具体的な説明は行われませんで

した。にもかかわらず、9月18日の緊急議員全員協議会において、「庁舎の集約化」のための補正予算を提案説明されました。町長は、議会に適正な説明を行わないで、町民に向かって防災無線を利用して一方的な説明を行いました。

防災無線放送は、緊急を要した時が基本です。しかし、全町民への行政の行事やごみ回収日、そして学校行事などの伝達手段の一翼として利用しています。町長、庁舎の集約化への取り組みを防災無線で説明されたのは、行政からの伝達的一端として行われたのか。議会での具体的方針の説明と協議もされない流れの中で、庁舎の集約化の説明をされたのであれば、町長の地位利用、私物化ということになりませんか。改めて防災無線の利用について説明を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨日の瀧議員のご質問でもお答えをいたしました。新型コロナウイルス感染症に関しての生活支援、経済対策、感染予防措置などの対策や、愛知中学校の増築工事、小中学校におけるICTを活用した授業の展開についての町政のご報告をしております。

また、公共施設の集約化については、住民の皆様への一層の周知についてもご指摘もいただいておりますが、庁舎等あり方検討委員会から答申をいただいた具体的方針案と、今後、町としての方針案を取りまとめること等をお伝えしたものでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 先ほどの質問の中も入れますが、町長は民主主義を基軸にして時代考証をしたような説明です。本心はわかりません。しかし、ここではっきりしたのは、民主主義をベースにされているのははっきりしました。

じゃあ、議会での説明のあり方と、防災無線を使って、庁舎等あり方検討委員会の答申を説明したというのと、そこらの整合性をお聞きします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 整合性ということでもございますけれども、当然、議会の先生方にはあり方検討委員会の内容ということは、答申をいただいた段におきましても、ご報告、共有をさせていただいております。

それを含めて、今、町において答申をいただきましたこと、そしてこれから住民説明会が1月ということですので、町としての方針案を取りまとめていく段におりますということをお伝えしております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長自らが、いろんな意見がある、そして常に使われるのは「町民の声を聞いて」ということ、非常にキーワードとしては民主主義に全部かかっています。そのうえで、町政運営を任されているというふうに私は理解しているわけですが、しかし、説明をただけであって、具体的な話はないんですよ。ここははっきりとさせておかなければならないと思うのです。

確かにこういう答申が出たという説明がされているわけです。先ほどの質問の中でも、説明をしたんですよ、報告をしたんですよ。協議はしてないんですよ。確かに「議会と」という言葉は使っていないと、「議会や」という言葉を使っているということなんで、別に議会を対応しなくていいんだと、あたかも、そういう答弁になります。

じゃあ、この議会はそうした町の起こっていることを協議しなくてもいいのかと。町から議員さんにそうした具体的な説明をして理解を得るという手続きは必要でないと。これは民主主義が、あなたが一番強く言っていることなので、その兼ね合いでどうなのか、私は聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

やはり議会の先生方のご発言ということをそれぞれ賜っていく機会ということ、大変重要でございます。それもございまして、今回のすべての公共施設に関するもの、総合管理計画もそうでございます、個別施設計画もそうでございます、そして、あり方検討委員会のご答申もそうでございますけれども、その一つひとつのステップにおきまして、議会の先生方には全員協議会ということ、全員協議会、まさに協議の場でございます。その点におきましてご報告を申し上げ、その会ごとに議長が全協を司っていただいておりますけれども、ご意見等々いかがですかということでのお時間もしっかり確保はいただいているというふうに存じておりますので、今ほど辰己議員がその発信の場ということの協議ということでおっしゃってるんだと思いますけれども、先生方にご発信をいただくという場合は、当然、この民主主義の前提ということになるのか、議会を始める前に一つひとつその場が設けられているというのは、この議会運営の中の知恵であつたりということなのかなというふうに私は存じております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 議会運営については議会運営委員会に任ずとして、私の言っ

ているのは、そうした要所、要所でプロセスを踏むべきだと。私が今、今日まで関わってきて、そうした問題については、やはりしっかりと協議をいただくとかいうことがあったわけです。

しかし、本当に今回のこの庁舎の集約化については、本当に集約化ありき、ポンポンポン進んでいく。そして意見を述べれば、結果としてまともに答えていない。先ほども468億円の財政状況を言われましたが、結果としてそれを持ち出して町民さんに何が防災無線で訴えたかったのか、それ自体も不可解です。そうでなければ、町の皆さんは財政部局、会計を含めて単年度でいかにそれを処理するか。いろんな、当然、5年後の行政運営を見ているわけですが、そこでどれだけの借金が、起債を起さなければならぬのか、補助金はどれだけ入ってくるのか。こうしたことを置いて単年度の収支をしっかりと閉めているわけです。

それを将来的に40年先の468億円を町民に訴えかけて、「大変なんですから、だから私たちは庁舎の集約を進めてきます」というようなとらえ方になってしまう。そんな468億円を強調していたら、この町はもうなくなっていますよ。40年先のビジョンはビジョンとしてあるわけですよ。しかし、単年度の5年、10年、総合計画でもアンテナを上げるわけですよ。そうやって町の財政運営をしっかりと確保しているわけで、何らそんな心配する必要はない。皆さんが努力されているから。町の財政が大きな負担になるということはないと。あれば、皆さんが注文つけるでしょう。そうして財政を緊縮させる。

合併した当時は、10億円の起債を超えないというところから進んでいるのです。ですから、皆さんの力はそんな柔なもんじゃない。しっかりと町を守るための財政運営をしっかりとされている。各課から持ち寄っておられるということです。

最後に、本当に町長、改めて庁舎の集約のための説明を、前回の全協でも言いました。具体的なものを全協に示して、まずは議員に知っていただくことを、またそこを契機にして町長の考え方を堂々と町民に向かって発信されたいのではないかと思います。ですが、最後に町長の考え方を聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど辰己議員おっしゃっていただきましたように、先生方、議会にしっかりとご説明をしていくということを迎えて、その後に住民の皆様、やはりこれが町にとって重要であるということでもございますから、住民説明会でご報告を

していきたいというふうに考えております。ご質問、ありがとうございました。

○議長（河村善一君） 時間がまいりましたので、辰己 保君の一般質問は以上で終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩といたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

◇ 竹中秀夫君

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。その前に議長にお断りしておきたいのは、腰の関係で立ったままになりますけれども、座ったり立ったりが時間かかりますので、その点だけよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、12番、竹中です。私は今回の一問一答として、質問の内容といたしましては、合併以来14年、町長就任3年目を終えようとしておると。その中での自己評価を問うと。もう1点は、残りの任期中の重点施策を問う。それからもう1点、その重点施策の推進の考え方ということで、入ってまいりたいと思います。

旧愛知川町・旧秦荘町の合併により誕生した愛荘町も、間もなく14年目を経過しようとしております。また、平成30年3月の町長ならびに町議会議員の改選により、我々議員と同様に有村町長が誕生し、3年近く経過をしております。

こと私においては、今回の任期中、議長をさせていただき、また現在は議会運営委員長職をさせていただいたりという中で、今回の任期中で2回目の一般質問となりますので、わかりやすく答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目、町長就任以来3年近くが経過しようとしています。現時点で、町長ご自身の評価はどのようにとらえているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 少子高齢化の進展とともに地域間競争が増す中、魅力あるまちづくりに向けた、まち自身の力の向上が問われており、すべての世代が参画意識を持って活力あるまちをつくり上げていく必要があるとの問題意識のもと、これまでの2年半

の間、様々な政策に取り組んでまいりました。すべて施策についてここでご紹介することは時間の関係上控えますが、主に以下の5つの政策分野で成果を出してきたものと考えています。

まず、地域力の足腰となる自治会の活性化です。自治会への補助金制度のあり方を見直し、より各自治会のニーズに沿った活動を支援するための枠組みとして、まるごと活性化プランを導入いたしました。また、私自身も自治会の運動会や文化祭・敬老会に顔を出させていただくなどして、顔の見えるお付き合いをさせていただいているところです。

次に、町の活動を支えるインフラの整備の加速化です。これまでも課題となってきた国道8号の渋滞緩和策に関し、県への累次にわたる要望の結果、県道神郷彦根線の2024年までの開通、その開通後直ちに愛知川右岸道路の工事に着手することを引き出すことができました。また、先駆的な取り組みであるラウンドアバウトの事業化についても、私の積極的な働きかけの結果として、県事業として実現することとなりました。

まちの未来を支える力となる教育の充実にも取り組みました。長年の悲願である愛知中学校の更新を開始するとともに、学力向上に向けた取り組みとして、減メディア・親読書を標語に、基礎的読解力を身につけるために必要な読書週間の確立を図ったほか、全国学力テストの結果の公表を初めて行い、現状と課題を保護者・地域と共有したことに加え、外部講師として町内立地の民間企業である日本電産の出前事業を実施いただくなど、町ぐるみで取り組みました。

町の最重要ミッションである住民の生命・身体・財産の保護を実現するための取り組みも、着実に進めてまいりました。昨年5月の大津市での痛ましい事故を受け、町内における通学路の交通安全対策のため、薄くなった横断歩道を改めて見やすくするとともに、ガードレールの設置等をスピード感を持って進めたところです。

加えて、長年の懸案である愛知川の氾濫防止に欠かせない永源寺ダムの運用に関しても、直接、県知事と話し、要請したことが契機となり、淀川水系における治水協定が締結され、気象予報をもとに事前放流が可能になるなどの運用見直しも行っていました。

さらに、今年の年明けより世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症は、第2次世界大戦以降で最も困難な危機とも言われる大規模な感染症とされ、現在も世界各国が総力を挙げてその終息と感染拡大防止に向けた取り組みを行っております。本町におきま

しても、住民生活や地域経済を支援するため、国の定額給付金への1万円上乘せに加え、町商工会との強力な連携のもと、あいしょうエール商品券の発行や、各種中小企業対策に取り組んでいるところです。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） ただいまは7点ばかりの答弁をいただいたということで、自己評価ですので、町長の自己評価ですので、とらえ方は議員なり町民がまた判断の中ということで、その中で、ただいま答弁いただいたのは、私、昨日、答弁書も今日初めて見させていただきましたので、昨日、私が3月の議会の時に、固有名詞を述べさせていただきますが、その時に村田議員が一般質問を行っております。その時の質問ないし答弁は、私、昨日ずっと議事録を目を通させていただいたところ、全く同じ答弁書になっておると。これを見て私も、どの方が答弁を作成したのか、それはわかりませんが、私の問いをしたのは、自己評価ということの、やがて3年目を迎えようと、過ぎようとしておる、その中での評価ということでありまして、3月の答弁書と全く同じということは、私は3月に戻っているのではありませんよ。

評価というのは、期待をかけて町長、あなたの評価をお尋ねしたのでありますよ。もう少し前向きな評価を自信を持って述べるのが町長としての、私は公での評価ではないかなと、このように思っておりますが、再度、3年目を、3月までは以前として、現在までの評価を再度お尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 期待を込めてということでおっしゃっていただきました。恐れ入ります。ありがとうございます。

特にこの間も私、様々町の職員とも連携しながら、また進めておることとしては、ウォークアブルの事業ということ、これ今年度も空き家対策協議会ということ、町の商工会の皆さんにもお力を大変いただいている部分でもございますけれども、やはりこれを来年度以降もしっかりと形をつくっていくための、今、施策を内部的に非常に詰めているところでもございます。そういう点におきましては、今年度も様々、来年度以降にもしっかりと身をなしていくための種を構築をしているところでもございます。

また、この間、今年の春からは特にでございますけれども、町内の事業者またそれぞれのご家庭も大変影響を受けられましたコロナへの対策・対応、また様々な支援パッケージの構築、この実施ということが、愛荘町を含むどの自治体にとっても第一のプライ

オリティであったということでございます。この間におきます様々な生活支援策、そして事業の継続、そして自治体の活動再開に向けてのパッケージ、このようなものの実施に全力で当たってまいったというところでございます。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 今ほどの答弁、それを私は求めておったのは、先ほど申し上げたとおりでございます。以前のことは聞いておりませんので、それを十分に肝においていただきたいと。

それでは、時間の制約がありますので、縷々申し上げておきたいのですけれども、進んでいきたい思います。

次に、議会との関係についてお尋ねをいたしたいと思います。町長就任以来、教育長任命の1年間の空白、ゆめまちテラスえちの運営方法に対する検討機関の設置、彦根愛知犬上のごみ処理施設（当時、愛荘町竹原地先に建設予定であった）に関する件、直近では公共施設のあり方など、様々な課題があったと思います。

私も何度かの選挙で議員に当選させていただいておりますことから、過去を振り返ってみますと、前期や前々期では、毎月の定例全員協議会では協議事項として多くの議題があがり、幾度となく協議を重ねてきたことと記憶をしております。現在は、重要と思われる案件も1回程度の協議事項で処理され、即、本会議での審議に移られています。

町長として、議会との情報共有など十分に行っていただきたいと今さらながら考えますが、議会との関係はどのように認識をされておるのか、お伺いをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員の皆様には、町行政における課題提案について慎重にご議論いただき、ご意見等いただいていることに対し、深く感謝を申し上げます。

町議会と町の執行機関は対等の立場でお互い尊重・協力しながら、町民の生活向上のために鋭意努力していくものであると考えています。現在、毎月の定例全員協議会をはじめ、重要な案件につきましても臨時的に全員協議会を開催させていただくなど、報告・共有を通し町行政の諸問題に対し、日々、協議を重ねていただいているところです。

今ほど議員からいただきましたご意見にもありますように、特に町行政における重要な案件については、情報共有を図るとともに、できるだけ早い段階からご提案できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 今ほどの答弁の中で、今日まで定例全協、報告を受けておることはわかっておりますけれども、重要案件については昨日もほかの議員からもあったように、一度や二度の報告や協議では不十分であるというような質問があったように思われます。

町民説明会をするまでに議会との十分や協議や情報を共有すべきと考えるが、町長としてのお考えを伺っておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほども竹中議員がおっしゃっていただきましたとおりでございます。やはり町行政にとって重要な案件ということ、これはもちろん私たちはその進捗ということも含め、今後どのようにしていきたいかというところ、これ、先生方のご意見をいただいきたいというのは率直な思いでもございます。それゆえ、様々に議会の先生方とは機会をとらえながら、その協議ということをしていきたいというふうにも思っております。

先日も議運の方でもお時間をいただくこともできました。あるいは意見交換会というような形でもございましたけれども、そういうような機会を今後もお相談を申し上げながらぜひ賜っていきたくとも思いますし、しっかりと情報提供と、またご意見を賜っていくということを重ねていきたいと思っております。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 何回となく聞いていただくと、これは議長に申し出てでも、議員にも納得してもらおうんと、町民にもそれが伝わるんだというようなところを大事にしていていただくということが大事ではないかなと、このように思います。

今日まで回数としては少ない回数ではなかったかなと、私は思っております。私自身も、理解に到達するまでの回数が少なかったら、到達が行き過ぎた質疑しかできないと。もう少し理解と納得の協議の場を持ってもらえることによって、言うべきことも変わるし、また、町長の議会に対しての意見も変わってくるだろうと、このように思っておりますので、その点を今後、私は十分に認識をしていただいて、先ほど言うように、答弁でも以前の答弁ではなしに、前向きな答弁をしながら理解と納得を得ていくと、これが私は大事ではないかなと。来年1月には町民説明会を持つというようなこともはっきりと明記して、チラシにも入っておりますので、それまででも私は、以前の全協でも言ったように、2か月以上猶予ある中で、十分な説明をしようと思ったら、何回となく議員

さんにも無理を言って寄っていただく機会をつくると。余談な話になりますけれども、平成25年度ですか、26年度ですか、年数は若干しますけれども、当時の議員さんもここにもおられますけれども、正月の4日に、まだ三が日が過ぎて5日の日に初議会を開いたこともあるんですよ。それは12月に紛争した一件で。それくらい議会と執行部はいろんな意見交換をして、だめなものはだめ、いいものは協力し合って前向きに考えるというようなことを私は思っておりますので、今後についても町長、今私が申し上げたように、そういうような考えがあるのか、ないのか、そこらのところをよろしく願いをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 竹中議員のご質問ということでご意見いただいておりますけれども、しっかり先生方に計画を今、内容を詰めているところ、作成をしているところでございますので、この方針案を策定をしっかりとしながら、先生方にご報告を申し上げていきたいというふうに、また意見交換という場をぜひ賜っていきたいと存じております。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 次に、町民との関係についてのお尋ねをしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、町長の就任以来、教育長任命の1年間の空白、ゆめまテラスの運営の方法、ごみ処理施設関係、公共施設のあり方など、町民の方々にとっても関心の高い案件に対し、町長のメッセージが伝わりにくい、伝わっていないとの声を聞くことがたくさんございます。

様々な案件に対し、町民の場に出向き対話されることが望ましいと考えます。最近、新型コロナウイルスの対策のため、各種の会合等は控えるべき時期であります。町民に対しわかりやすく町長の考えを伝えるべきだと思っております。町民との関係について、どのようにとらえられていられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、区長総代会をはじめ町民対象の各種事業も中止や規模縮小などの対応が求められました。また、各種団体の事業や自治会の行事についても、役員様が協議を重ね、残念ながら中止とされているところが多数を占めている状況です。

このことから、町住民様に直接お会いし、お話しできる機会が大変少なくなり、町広報紙や町ホームページなどを活用した情報発信となっておりますが、一部では細心のコロ

ナ対策のうえで行っていただいている町内団体様の総会等、少しずつお出合いする機会も出てまいりました。

また、先般は町民の方々に対して町の防災行政無線で、現在の町政のご報告を私自らさせていただきます。

今後においても、議員ご意見のとおり、直接お出合いする機会は大変重要ですので、新型コロナウイルス感染症の対策をしつつ、各種活動の催行とともに住民が集う場に積極的に出向き、対話を深めてまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 今ほどの町長の答弁、町民との関係ですね、私はじめ多くの議員とともに各種団体や住民さんからの要望やご意見、活動情報をお聞かせいただく場を積極的につくってまいったと思っております。先ほどの町長の答弁では、町民の皆さんと顔の見えるお付き合いをしていきたいとのことですが、町民さんからは、今回の町長は全く顔が見えてこない、何をしているのかと理解できないとの声も多く出ておりますけれども、町長の力量というか、今日まで積み重ねてきた、あなたの行いそのものについてのどうであったかと、今後についても大事な、もう1年弱でございます。この点についての、どのように考えておるかということをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

私自身もやはり団体様、そして町内の日々の暮らしをなさっている方々との接点を持っていきたいという思いを大変強く持っておりますので、今コロナということで様々な会合が実際にはない。具体的に申しあげると、恐らく各議員の先生方もご苦労されてらっしゃるんだというふうに存じますけれども、食事であったり懇親の場自体も、意見交換の場自体もなかなか、万が一ということを考えますとそういうことがよぎる中で、開催自体を非常にどのようにいたそうかというふうにお考えだと思います。こういうような状況がございますけれども、やはり様々なお出合いをしていく機会、これは私自身もしっかりと今後も持っていきたいというふうに強い思いを持っておる次第でございます。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 次に、質問に入ってまいりたいと思っております。

次に、職員との関係についてお伺いをいたします。これは議場における職員さんだけでなく、200名弱の職員さんも、まずこれを期待をしておるということで、私は質問を

重ねたいと思います。

私も議員として、よく議会事務局を中心として役場内に出向いております。町長と出たい場合は、職員の方にパソコンで町長の予定を確認していただいておりますが、その際、本日はブロックになっていますと、私はこういうあまりブロックとか嫌いな性分ですので、返事をいただくことがあります。「ブロック」という表現は、町長は所在しているが、人とは出会わないというふうに理解しております。これでは、町民の方の面会などはもちろん、職員との急な打ち合わせなども後回しになっていくのではないかなと思っております。

昨年度、「^{そんたく}付度」という言葉が流行しました。職員の方々が町長に付度して、恐らく町長の考えはこうであろう、苦し紛れの町民対応、議会対応をされていないか、心配もいたします。職員との関係を町長としてどのように築かれているのか、お伺いしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） スケジュール上「ブロック」表記となっておりますのは、近く開催される議会や重要な会議などの資料を事前確認、作成、指示・依頼事項の取りまとめ等を行う時間ですが、この時間中であっても急な来客、担当課からの協議についても随時対応をしております。

職員との関係については、コミュニケーションを図ることが大切であると考えており、若手の職員とランチミーティングとして昼食をしながら情報交換の場をコロナ前までは持っておりました。また、日頃から各課に出向き、私自ら職員に話しかけ、仕事のことはもちろん様々職員の話に耳を傾け、コミュニケーションを図っているところでございます。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 今ほどの答弁で、町長はコミュニケーションを図っておると、ミーティングにしても十分に職員との、先ほど言うようにコミュニケーションを図っておるといような答弁であったかなと、このように思っております。

町長の答弁によるとそういうことでありますけれども、先ほど言うように、ブロックがあれば、職員だけでなしに議員の我々も、「ブロックせんならんほど町長、忙しいのかな」と、ブロックしなくても十分に「ご用事の方は、空いておる限りは十分に、いつでもお会いをし、いつでも意見も聞き、意見も言いながら」というのが、私は日々の町長

の行いではないかなと、このように思っております。

ブロックというような、そんなことは今後はやめていただいて、堂々とした、用事があつたら「来客中」とか、今までは札をよく裏表にやったりしましたけれども、これはあなたの考えかわかりませんが、それに付随する職員にしろ、議員にしろ、町民にしろ、町長さんはいつも空いている時は、職員さんが代理で答えるにしても、和やかな町長の答えでもあり、また意見でもあつたと、そういうような職員との関連もつくっていただいて、まちづくり、いつも町長が言われているように、まちづくりは顔の見えるまちづくりでなかったら私はだめだと、このように思っております。

余談としながら、一昨日、この愛荘町に協力隊として、議会も認めさせていただいた協力隊として務められたある方が、私は面接はしてませんが、私の企業の方に、それも人と人の付き合いとか、なれ合いを大事にしたいということで、介護の面接にハローワークを通して見えられたと。これは何かと聞いておりますと、遠い遠い雪国から協力隊としてここに務められたと。やはり愛荘町としていかに協力をさせていただいた時に皆さん方の人間味を自分の身に染みて、これだったら愛荘町でできるだけ若い間に頑張つて、一愛荘町の町民として今後も頑張りたいと。これだけ愛荘町は人に好かれるまちだと、私は帰ってから聞いてそのように、遠い遠い雪国から来ている協力隊がそのように言っていたと。そういうような愛荘町を目指している方も遠方から来た協力隊でもそのような考え方をしておるんだよと言うことを聞かされ、町長が先ほどからいろんな面でコミュニケーションを大事にしていく、これは何かというと、やはりまちがより一層、今まで以上に前進する、また町民代表である我々議会とも町民との関係を良好にしながらやっていきたいなという考えは私は持っていると思っております。

そういった中で、そのような考え方をしておられる、まだ3年足らずの方でありますけれども、若い、34歳と、普通であればもっと違うところへ行つてもと私は一瞬思いましたけれども、この愛荘町で頑張つてまいりたいというようなことで、それも先ほど言うように、介護という、裸と裸で、言葉は悪いのですけれども、お付き合いができる、そういうところで苦労した、いいまちづくりを目指したいと、このように言つておるといふようなことも聞かされました。

そういった中で町長に一言、私はいつも朝起きて、2つの会社、事務所がありますので自宅と3つの場を朝早くから行き来しておりますけれども、ここで町長に、これは誰

でも知っている言葉だと思えますけれども、読み上げますので、「夢なき者に希望はない」と、「希望なき者に理想はなし」、「理想のない者には計画はない」、「計画のない者には実行はなし」、また「実行ない者には努力なし」、「努力なき者には成果はなし」、「成果なき者には幸せはこない」と。私、毎日これを見ながら、私はこれの100分の1もできておりませんが、こういうものを見ながら、また「ああ、こうやな」というようなことを思いながら、これはなぜこのようなことを町長にこういう場で申し上げるかという、今後、町長が思われておる、その気持ちを職員ならびに皆さんにぶつけながら、前向きに進んでいってほしいなということでもあります。次の質問に入ります。

暫時休憩してもらえませんか。すみません。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 12番、竹中君。

○12番（竹中秀夫君） 時間の関係上、ありませんので、縷々申し上げましたけれども、職員との関係も良好にやっていただきたいなということでもあります。職員さんは町長の顔色を見ながら一日を過ごして終わると、また町長の意見が、家へ帰ったら「よかったな、あの時町長が言ったことはよかったな」とか、そういうような良好な毎日をスケジュールの1ページとして入れていていただきたいなと、このように思っております。

それでは、今ほど答弁いただいた現在までの町長の自己評価を踏まえ、今後の重点として取り組む施策をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） これまでの2年半の経験・成果を踏まえながらも、過去の経緯等にとらわれない攻めの町政を実現していく所存です。

本町は、人口増加や有意な立地という恩恵を受けていますが、合併後もいまだに旧町単位で残っている公共施設の集約、地域コミュニティの弱体化、空き家の増加等の課題も同時に存在しています。これらの課題は余力のある今こそ手をつけていかなければな

らないものであり、将来世代に負担を先送りすることのないよう、重点施策として取り組んでまいります。

また、町の足腰を支える力となる教育および地域活力の確保を行います。教育分野に関しては、愛知中学校増改築事業の円滑な実施を行うとともに、子どもたちの学力向上に向けた取り組みを強化し、自らの未来を切り拓いていく力を身につけてほしいと考えています。

加えて、私自身の経験からも、親の読書週間が子どもの習慣にもよい影響を与えることから、大人も含めた住民全員が読書に触れ合う環境整備にも力を入れてまいります。

加えて、町への愛着や誇り、また町の稼ぐ力を引き上げる、町外の方々にとっても愛荘町全体がより魅力的な場所となるよう、「ウォークブルタウン創造事業」として、「居心地がよく、歩きたくなるまちづくり」の構築に取り組んでまいります。

これからの取り組みについては、私のリーダーシップのもと、強力に進めてまいる所存であり、しっかりと腰を据えつつ、スピード感を持って実施をしてまいります。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 今ほど答弁されたように、より一層前向きにやっていただきたいと、このような思いを持っております。

それでは最後になりますけれども、次に、重点施策の達成に向け、どのように進めていかれるのか。議会との情報共有、町民・職員との信頼関係を十分構築して進められたくと思いますが、その考え方をお伺いしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど申し上げましたとおり、私のリーダーシップのもと各種施策を強力に進めてまいる所存ですが、当然のことながら私ひとりの力で成し遂げられるものではなく、議会・住民・職員とともに取り組んでいかなければなりません。

議会とは、全員協議会等を通じて丁寧にご説明するとともに、より地域の声をお持ちである先生方にお話を賜り、必要に応じて協議をいただくなど情報共有をしっかりと図りながら努めてまいります。

また、町民の皆様には、着実に施策を実行していくこと、また、町広報紙や町ホームページ・防災無線等を通じた情報提供を行うこと等に加え、あらゆる機会をとらえて直接お出合い、お話しすること等を通じて、町民の皆様から信頼されるまちづくりを共に進めてまいります。

さらに職員の皆さんとの関係につきましても、引き続きコミュニケーションを密にし、信頼関係をさらに厚くし、施策をより一層効果的・効率的に推進をしてまいります。

○議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 答弁は自信のある答弁かなと、このように伺っております。

そういった中でも、先ほどから何回となくいうように、コミュニケーションが大事でありますので、その点を十分に肝に置いて、今後の取り組みに邁進をしていただきたいなど、このように思って一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で、竹中秀夫君の一般質問は終わります。これで一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を1時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午後 1時10分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第2、議案第63号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第63号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は1ページから5ページ、改正条例説明資料は1ページをお開きください。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第63号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について議案を提出するものでございます。

内容につきましては、説明資料の1ページをお願いいたします。まず、制定の理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、公布の日から起算して6月を経過した日である同年12月12日から施行されます。

この改正によりまして、町村議会議員選挙および町村長選挙にかかる公職選挙法第141条第8項の選挙運動用自動車の使用、第142条第11項の選挙運動用ビラの作成お

よび第 143 条第 15 項の選挙運動用ポスターの作成について、条例の定めるところにより公費負担の対象とすることができることから、条例を制定するものでございます。

条例の要旨でございます。第 1 条の要旨では法の規定に基づき公費負担に関し必要な事項を定めるもの、第 2 条から第 5 条までは選挙運動用自動車について、第 6 条から第 8 条では選挙運動用ビラの作成について、第 9 条から第 11 条までは選挙運動用ポスターの作成について、第 12 条では行政手続条例の適用除外について、第 13 条では委任について定めるものでございます。

施行期日については公職選挙法の一部を改正する法律の施行する日から施行するものでございます。

なお、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに、その期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものでございます。

次に、主な内容でございますけれども、説明資料につきましては今回 11 月 30 日の全員協議会で追加資料として配付しております。A 4 版の縦の資料 1 枚ものでございますのでご覧をいただきたいと思っております。ページは 1-1 と打ってございます。

まず、選挙運動用にかかる自動車のビラ、ポスターの公費負担の算定に関しましては、条例は第 4 条で第 1 号から第 2 号のア～ウになりますけれども、まず（1）選挙運動用自動車の借り入れでの公費負担については、議会議員および町長選挙における候補者は一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー方式）については 1 日 1 台 6 万 4,500 円。

下段でございます。一般乗用旅客自動車の運送事業者以外との契約（個別契約方式）については、①自動車借り入れ契約 1 日 1 台 1 万 5,800 円、②燃料供給契約 1 日 7,560 円、③運転手雇用契約 1 日 1 万 2,500 円が上限となっております。

次に、（2）選挙運動用ビラの作成費の公費負担の算定、第 8 条関係になりますけれども、町長選挙については 1 枚当たり 7.51 円とするもので、法定枚数は 5,000 枚、町議会選挙については 1 枚当たり 7.51 円の 1,600 枚を限度にしているものでございます。

（3）選挙用ポスターの作成費の公費負担額の算定、第 11 条関係になりますけれども、町長選挙および町議会議員選挙とも 1 枚当たり 3,600 円となるものでございます。

以上よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第63号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第3、議案第64号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第64号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は6～7ページ、改正条例説明資料は2ページ、3～5ページが新旧対照表でございます。議案書6ページをお願いします。

議案第64号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案を提出するものでございます。内容につきましては、説明資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。まず、制定の理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、個人所得税の見直しに係る国民健康保険税の軽減判定所得基準が改正されたことにより、愛荘町税条例等について所要の改正をお願いするものでございます。

次に、改正の要旨でございます。国民健康保険税の7割、5割および2割の軽減措置について、対象となる世帯の軽減判定所得の算定における基礎控除額の基準額を現行の33万円を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金

等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

施行日は令和3年1月1日でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第64号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程順序の変更

○議長（河村善一君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第6、議案第67号から日程第7、議案第68号を先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、日程順序を変更し、日程第6、議案第67号から日程第7、議案第68号を先に審議することに決定しました。

◎議案第67号・日程68号・日程65の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第6、議案第67号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務および規約の変更について、日程第7、議案第68号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることに

ついて、日程第4、議案第65号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例までを一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 議案第65号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第67号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務および規約の変更につき議決を求めることについて、および議案第68号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについては相互に関連するため、一括でご説明申し上げます。

議案書8ページ以下、改正条例説明資料6ページ以下をご覧ください。当町はこれまで不燃ごみおよび粗大ごみの処分については、愛知郡広域行政組合の業務として愛知郡清掃センターで実施をしておりましたが、次年度以降、不燃ごみ処理については彦根愛知犬上広域行政組合の業務として当センターで実施することとなり、粗大ごみの処分については町の単独事業として同センターで実施することとなりました。

これらに伴い、粗大ごみ処分にあたり、これまで愛知郡広域行政組合が徴収していた処分手数料を町が徴収することから、愛荘町手数料条例に所要の改正を行うほか、愛知郡広域行政組合および彦根愛知犬上広域行政組合が共同処理する事務を定める規約に所要の変更を行うものでございます。

施行期日はいずれも令和3年4月1日からでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより議案第67号、議案第68号、議案第65号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第67号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務および規約の変更につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第68号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第65号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程順序の変更

○議長（河村善一君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第5、議案第66号を日程第16、議案第77号の次に変更し、日程第8、議案第69号から日程16、議案第77号を先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、日程順序を変更し、日程第8、議案第69号から日程第16、議案第77号を先に審議することに決定しました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第8、議案第69号 豊郷町道の路線の認定に係る承諾につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） それでは、議案第69号 豊郷町道の路線の認定に係る承諾につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。議案書の18ペー

ジをご覧いただきたいと思います。

議案第69号 豊郷町道の路線の認定に係る承諾につき議決を求めることについて、上記の議案を提出するものでございます。豊郷町長が下記の路線を豊郷町道として認定することに承諾することについて、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、日栄8号線。起点、豊郷町大字日栄字宮ノ内476番地の1。終点、愛荘町目加田字道塚1211番地。

路線名、新幹線平行道線。起点、豊郷町大字日栄字長澤446番地の1。終点、愛荘町目加田字道塚1209番地の6でございます。

理由としまして、当該路線につきましては、愛荘町と豊郷町を通り、ともに町道認定を行っていない路線であり、今回豊郷町が町道認定を行い、愛荘町域についても豊郷町が維持管理をしていくということで、豊郷町道の区域外認定を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第69号 豊郷町道の路線の認定に係る承諾につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第9、議案第70号 町道の路線の認定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） それでは、議案第70号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて、ご説明を申し上げます。議案書 19 ページをご覧くださいと思います。

議案台70号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて、上記の議案を提出するものでございます。次の路線を町道の路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新規認定。路線番号H208 路線名、島川八木台1号線。起点、愛荘町島川字畝歩川623番地5。終点、同623番地3。

路線番号H209 路線名、島川八木台2号線。起点、愛荘町島川字八木台563番地6。終点、同556番地6。

路線番号E240 路線名、豊満平4号線。起点、愛荘町豊満字平1348番地18。終点、同1349番地6。

路線番号E241 路線名、石橋五位田2号線。起点、愛荘町石橋字北乞26番地12。終点、同26番地20。

路線番号E242 路線名、豊満砂川原1号線。起点、愛荘町豊満字砂河原1260番地2。終点、同1268番地1。

路線番号E243 路線名、豊満砂川原2号線。起点、愛荘町豊満字砂河原1268番地14。終点、同1268番地8。

路線番号E244 路線名、豊満砂川原3号線。起点、愛荘町豊満字三ノ俣416番地2。終点、愛荘町豊満字砂河原1255番地13でございます。

認定理由につきましては、分譲住宅により整備されました開発道路および現在農道として認定している区間につきまして、町道として認定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第70号 町道の路線の認定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第10、議案第71号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、議案書20ページをお願いします。議案第71号 損害賠償の額を定めることについて、議案を提出いたします。

損害賠償の額を定めることについて、損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、相手側につきましては、議案書記載のとおりでございます。

2、事故の概要でございます。愛知中学校グラウンド北側におきまして、サッカー部員がシュート練習をしていたところ、防球ネットを越えて現場事務所に駐車をしておりました工事業者の車両にボールが当たり、ボンネットに損傷を与えたものでございます。

3、損害賠償金につきましては5万6,045円でございます。

今後の対応といたしまして、防球ネットを高くし、サッカーの練習場の移動、そして工事業者の車両の分散というような対応を取らせていただきました。大変申し訳ございませんでした。議会の議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第71号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第11、議案第72号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第72号をご説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページおよび別冊資料補正予算の概要の1ページをお開きいただきたいと思っております。予算書の1ページでございます。

議案第72号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）。令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億969万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億8,891万3,000円とするものでございます。

第2条 債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為、5件でございますが、期間はいずれも令和3年度までとなっております。

まず、1件目、自家用電気工作物保安管理委託業務として、町内公共施設17施設で法定による庁舎等の電気保安管理を年度に切れ目なく行うもので限度額は531万6,000円です。

2件目、結核健診事業、限度額317万5,000円、3件目、健康増進事業、限度額1,472万4,000円、4件目、幼稚園小中学校健診事業、限度額479万2,000円で、いずれも次年度の健診に向けた日程調整等を行うものです。

最後5件目、庁用バス車両運行管理委託業務は、年度当初からバス運行を可能とするもので限度額は1,006万5,000円です。いずれも請負業者等の選定事務に入る必要があ

ることから債務負担行為をお願いするものでございます。

それでは、各課目の補正額および主な内容を説明いたします前に、今回の補正の主なものについて申し上げます。

まず、歳入では、町外地域型保育施設入所事業および在宅障がい者訪問入浴事業の利用者の増加による国庫の補助金の追加、ふるさと納税サイトのさとふるのチャンネル追加等によるふるさと納税に伴う給付金の追加、財源調整のための財政調整基金の取り崩し等でございます。

歳出では、ふるさと納税の返礼品に係る経費の追加、町外地域型保育施設入所事業および在宅障がい者訪問入浴事業の利用者の増加に伴う追加、下水道事業会計補正予算に伴う繰出金の追加、ふるさと納税による積立金の追加やコロナ感染症による事業中止等の精査をしたものでございます。

それでは、事項別明細書の7ページをお開きいただきたいと思います。概要の方は1ページでございますけれども、本日は予算書の方でご説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。

12 款分担金及び負担金 2 項負担金 2 目民生費負担金 7 万円の追加は、老人保護措置費として老人ホーム入所等に要する負担金でございます。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 188 万 4,000 円の追加は、町外地域型保育施設入所事業の増加に伴うもので、補助率は2分の1でございます。

下段、2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 73 万 5,000 円の追加は、地域生活支援事業補助金で在宅障がい者訪問入浴事業の利用者の増加で、補助率は2分の1でございます。

15 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 1 節児童福祉費負担金 31 万 9,000 円の追加は、国庫同様、町外地域型保育施設入所事業の増加によるもので、補助率は4分の1でございます。

下段、3 節社会福祉費負担金 7 万 4,000 円の追加は、民生委員児童委員活動費交付金の一人当たりの交付額の増額によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。2 項県補助金 1 目総務費県補助金 1 節自治振興交付金 11 万 6,000 円の減額は、県の交付決定によるものでございます。

下段、9 節滋賀での新しい暮らし・移住促進事業費補助金 50 万円の追加は、新しい生活様式への対応を行う移住促進事業に要する経費に対して交付されるもので、補助率

は10分の10です。

下段、2目民生費県補助金36万7,000円の追加は、地域生活支援としての在宅障がい者訪問入浴事業の利用者の増加によるもので、補助率は4分の1でございます。

下段、3項委託金1目総務費委託金3,000円の追加は、毎月人口推計調査費および人口動態調査費の交付決定による増額です。

17款寄付金1項寄付金2目総務費寄付金4,000万円の追加は、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金としてふるさと納税サイトの追加等に伴う増額でございます。

9ページです。18款繰入金1項特別会計繰入金2目土地取得造成事業特別会計繰入金384万6,000円の追加は、土地取得造成事業特別会計補正予算に伴う繰入金でございます。

下段、4目介護保険事業特別会計繰入金57万4,000円の追加は、介護保険事業特別会計補正予算に伴う繰入金です。

下段、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,914万8,000円の追加は、今回の補正予算に伴う財源調整でございます。

20款諸収入5項雑入5目雑入2節民生費雑入223万4,000円の追加は、令和元年度の市町負担金の確定により後期高齢者医療広域連合からの返還されるものでございます。

下段、8節教育費雑入5万7,000円の追加は、先ほどございました愛知中学校における物損事故に伴う損害賠償保険金でございます。以上が歳入でございます。

10ページをお願いいたします。歳出です。2款総務費1項総務管理費6目企画費8節報償費1,800万円、12節役務費57万1,000円および14節使用料及び賃借料387万円の追加は、ふるさと納税にさとふるのサイトを追加したことなどによる返礼品の経費でございます。

13節委託料50万円の追加は移住・定住ポータルサイト制作委託費、19節負担金補助及び交付金23万3,000円の減額は湖東定住圏における婚活応援事業の中止による負担金の減額でございます。

下段、7目電子計算費154万円の追加は、中間サーバー更新に伴うネットワーク切り替えおよび疎通確認に伴う経費でございます。

下段、5項統計調査費3目毎月人口推計調査費2,000円および下段の人口動態調査費1,000円の追加は、交付決定によるものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 14 万 8,000 円の追加は、民生委員児童委員の活動に伴う交付金の追加でございます。

下段、2 目社会福祉施設費 78 万円の減額は、3 地域総合センターのコロナ感染症に伴う文化祭等の中止による減額でございます。

11 ページでございます。下段、3 目老人福祉費 13 節委託料 30 万 3,000 円の追加は配食サービス事業および緊急通報システムの利用者の増加によるもの、下段 20 節扶助費 132 万 5,000 円の追加は老人ホーム入所措置費の増加、下段 5 目人権政策推進費 66 万 1,000 円の減額は新型コロナウイルス感染症に伴う全国集会等の中止によるもの、下段 8 目障害福祉費 19 節負担金補助及び交付金 25 万円の追加は在宅重度障がい者住宅改造事業の利用者 1 名の増加によるものでございます。

下段、20 節扶助費 147 万円の追加は、在宅障がい者訪問入浴事業の利用者の増加によるものでございます。

下段、23 節償還金利子及び割引料 213 万円の追加は、令和元年度障がい者自立支援のための給付費に係る国庫負担金の精算に伴う国への返還金でございます。

下段、10 目福祉センター費 26 万 1,000 円の追加は、愛の郷の消防点検による防排煙の制御設備の修繕に伴うものでございます。

下段、12 目介護保険費 23 節償還金利子及び割引料 21 万 7,000 円の追加は、介護保険料低所得者軽減対策において住民税の課税誤りによる平成 29 年度・平成 30 年度の低所得者保険料軽減負担金の返還および令和元年度低所得者軽減対策事業の実績に伴い返還金が生じたものによるものでございます。

下段、28 節繰出金 552 万 8,000 円の追加は、介護保険事業特別会計補正予算に伴う繰出金です。

14 目後期高齢者医療費 204 万 3,000 円の追加は、後期高齢者医療事業特別会計の補正予算に伴う繰出金でございます。

1 2 ページでございます。2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 23 節償還金利子及び割引料 440 万 2,000 円の追加は、子ども子育て支援事業として学童における障がい児等の受け入れに対する国庫補助金の返還金でございます。

2 目児童福祉措置費 19 節負担金補助及び交付金 261 万 9,000 万円の追加は、町外地域型保育におけるゼロ歳児の入所児童の増加によるものでございます。

23 節償還金利子及び割引料 39 万 7,000 円の追加は、令和元年度児童手当の実績に伴

う国への返還金です。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費 74 万 7,000 円の追加は、井戸陥没等による土地改良施設の緊急修繕工事に伴う町の補助金でございます。

8 款土木費 4 項都市計画費 2 目下水道費 1,533 万円の追加は、下水道事業会計補正予算に伴う繰出金でございます。

13 ページ、5 項住宅費 1 目住宅管理費 94 万 8,000 円の追加は、町営住宅受水槽内の器具破損による漏水に伴う上水道使用料の追加でございます。

下段、2 目小集落地区改良事業費 13 万 7,000 円の追加は、小集落地区改良事業の道路改良用地取得に伴う旅費でございます。

9 款消防費 1 項消防費 2 目消防施設費 128 万 8,000 円の追加は、令和 2 年度普通交付税の基準財政需要額の算定結果により東近江行政組合の負担金の確定したことによるものでございます。

下段、10 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費 5 万 7,000 円の追加は、愛知中学校における物損事故に伴う損害賠償金でございます。

4 目学校建設費 161 万 2,000 円の追加は、秦荘中学校の図書室のエアコン故障による修繕でございます。

下段、3 項中学校費 2 目教育振興費 567 万 3,000 円の追加は、愛知中学校および秦荘中学校における令和 3 年度からの教科書が改定されることに伴い教師用の教科書・指導書等の分でございます。

次、14 ページをお願いいたします。13 款諸支出金 2 項基金費 12 目がんばる愛荘町まちづくり基金費 4,000 万円の追加は、ふるさと納税による寄付金の増加による積立金でございます。

以上、今回が補正をお願いいたしました内容でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第72号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第12、議案第73号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） それでは、議案第73号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。別冊補正の15ページで説明をさせていただきます。

令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。20ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入384万6,000円の追加でございます。これは公募により土地の売買を実施しました結果、1件分の収入でございます。

次、その下、21ページ、歳出でございます。3款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金は土地売払収入に伴い384万6,000円を一般会計繰出金として追加するものでございます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、辰己保

君。

○13番（辰己 保君） 直接この補正予算そのものに対してではな、く関連的に聞いておきます。造成事業費と売却単価、それに見合う状況がないわけです。確かに歴史的にはそういう売却をされているということはわかるんですが、それを実行する根拠法令がもうなくなっているんです。

ですから、全協でも理論的整理をされるようにというふうに進言していたわけですが、その見通しと言いますか、要するに、根拠法令がない中で、あまりにも税金の使い方と売却の齟齬が起こっているので、今後どのような見通しを持たれて事業進捗をされるのか、答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） お答えします。

まず、売買価格単価、今もありましたように、町が買い入れる価格は9,000円、売り渡し価格が8,000円ということで、これは法がありました同和対策事業から、この金額で価格を統一してございます。

法期限後の現在といたしましては、地元地域の町有地の売払いについては小集落地区改良事業の残事業として主に道路改良事業の未整備部分、またお約束しておりました代替地の譲渡あるいは町有地の残地処分、これは分譲地も含めるのですけれども、これらを合わせて小集落地区事業の残事業というふうに申し上げているのですけれども、これらについて事業に早くから協力し、あるいは交渉が成立した方々、また今日までいろいろな理由によりまして事業の方で協力いただけていない、また交渉が成立していない方々、法の期限によって価格が変わることで地域内における公平感というものが損ないますと、やはり町との信頼関係も、また地元役員さんとの信頼関係も損なっていくということで、この辺につきましては地元の住環境整備推進委員会とも協議をしながら、残事業につきましては当時の価格を持って、今後も交渉をするということで、そういった統一的な対応を取らしていただいているところでございます。

今後の見通しにつきましては、今残された町有地の処分につきましては速やかに、その交渉の相手方と鋭意努力して交渉の成立した方から順次処分について対応をしている状況でございます。かなりご心配いただいておりますように年月も経ってございます。今日まで交渉していた方々も高齢あるいは、もう既に亡くなられている方もおられました、その相続人と交渉をするという段階にもなっております。一日も早い事業の完結

を見出すために今後も努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 13番、辰己保君。

○13番（辰己 保君） 苦労は所管でも聞いています。そのことに対し云々ということではなくて、私は、「残事業、残事業」という言葉が結局は新たな問題を起こしているということを、要するに担当課が担当課だけで処理しない、皆さんが残事業の経緯、到達、そして根拠とする法令、そういうものをしっかりととらえられて、残事業という言葉で新たな問題を引き起こさない、そのことだけを強くこの場を借りて訴えておきます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第73号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第13、議案第74号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第74号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明させていただきます。補正予算議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 9,469 万 8,000 円とするものでございます。

債務負担行為の補正 第2条 債務負担行為は「第2表 債務負担行為」によるものです。

第2表の債務負担行為の 25 ページをお願いしたいと思います。特定健康診査等事業としまして、国民健康保険加入者の 40 歳～74 歳の方を対象に、健診を実施するに当たり日程等の調整を行うために、令和3年度の予算成立までに業者選定を行う必要があるため 1,221 万 9,000 円を限度として、債務負担行為をお願いするものでございます。

補正の中身につきましては事項別明細書の 28 ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免や個人所得税の見直しに対応するためのシステム改修に対し予算措置をしようとするため、補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免により現年度課税分を 475 万円減額するものでございます。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免に対し、10 分の 6 が災害臨時特例補助金として交付されるため 285 万円を計上するものでございます。

7 款県支出金 2 項県補助金 3 目保険給付費等交付金のうち、市町村分として個人所得税の見直しに対応するためのシステム改修に 10 分の 10 の補助金としまして 243 万 1,000 円を、また新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免に対し先ほど説明しました災害臨時特例補助金の残額の 197 万 8,000 円を市町村分新型コロナ対策として追加するものでございます。

次ページの方が歳出でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費については、個人所得税の見直しに対応するためのシステム改修として 243 万 1,000 円を追加するものでございます。

10 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目一般被保険者保険税還付金については、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免に対し還付が必要なために 7 万 8,000 円を追加するものでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第74号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第14、議案第75号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第75号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。補正予算議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億128万9,000円とするものがございます。

事項別明細書35ページの方で詳細を説明させていただきますが、今回の主な補正の内容といたしましては、平成30年度の税制改正に伴うシステム改修費を予算措置しようとするため補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。4款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は、税制改正に伴うシステム改修の町負担分といたしまして204万3,000円を追加するものでございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目高齢者医療制度円滑運営事業補助金は、税制改正に伴うシステム改修補助金としまして51万円を計上するものでございます。

36ページをお願いします。歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、平成30年度の税制改正に伴うシステム改修費としまして255万3,000円を追加するものでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第75号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第15、議案第76号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第76号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。補正予算議案書の37ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,873 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 3,470 万 7,000 円とするものでございます。

42 ページの事項別明細書をお願いしたいと思います。今回の補正予算の主な内容につきましては、調整交付金の交付割合が減少したため介護給付費準備基金の繰り入れを行うことや、保険給付費では地域密着型サービスの利用が進んだことと通所介護事業所が広域型から地域型に移行されたことなどに対応するための追加と、地域支援事業費では成年後見制度の利用件数が増加したことなどの予算措置をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金は、保険給付費の増加に伴う負担割合分といたしまして 729 万 7,000 円を追加するものでございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金は、交付割合が減少したため 796 万 9,000 円を減額するものでございます。

2 目事務費交付金は、システム改修に伴う補助金として 79 万 6,000 円を追加するものでございます。

4 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業費の増額に伴う負担割合分といたしまして 10 万円を追加するものでございます。

6 目保険者機能強化推進交付金は、交付額が決定されたことに伴い 4 万 6,000 円を追加するものでございます。

7 目介護保険保険者努力支援交付金は、評価指標によって交付額が内示されたことに伴い 237 万 8,000 円を計上するものでございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金は、保険給付費の増額に伴う負担割合分といたしまして 985 万 1,000 円を追加するものでございます。

次ページになります。5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金は、保険給付費の増額に伴う負担割合分といたしまして 456 万 1,000 円を追加するものでございます。

2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事

業の増額に伴う負担割合分といたしまして5万円を追加するものでございます。

8款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金は、保険給付費の増額に伴う町負担分といたしまして457万6,000円を追加するものです。

2目その他一般会計繰入金は、総務費の増額に伴う事務費繰入金といたしまして90万1,000円を追加するものでございます。

4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業費の増額に伴う町負担分といたしまして5万1,000円を追加するものでございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、保険給付費の増額および調整交付金の交付割合減に伴う介護保険料不足分に対応するため1,609万4,000円を追加するものでございます。

次ページとなります。歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、介護システムの変更に伴い167万2,000円を追加するものでございます。

3項認定審査会費2目認定調査等費については、認定調査員（会計年度任用職員）の費用弁償が不足するために旅費を2万5,000円追加するものでございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費および2目特例居宅介護サービス給付費については財源更正です。

3目地域密着型介護サービス給付費については、各サービスと共に計画以上に利用されていることや通所介護事業所が8月より広域型から地域密着型へ移行されたことに伴い3,600万円を追加するものでございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費および6目特例施設介護サービス給付費については、財源更正でございます。

7目居宅介護福祉用具購入費については、要介護認定における福祉用具購入件数の増加に伴いまして48万5,000円を追加するものでございます。

8目居宅介護住宅改修費、9目居宅介護サービス計画給付費および10目特例宅介護サービス計画給付費については、財源更正でございます。

2項介護予防サービス等諸費、46ページの3項高額介護予防サービス等費、次のページの4項高額医療合算介護サービス費、5項その他諸費および6項特定入所者介護サービス等費についても、財源更正でございます。

48ページになります。4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業1目地域包

括支援センター運営費についても、財源更正でございます。

6目任意事業費につきましては、成年後見制度の利用支援事業の該当者の増加によりまして、通信運搬費を2万2,000円、手数料を23万9,000円追加するものでございます。

3項介護予防・生活支援サービス事業1目介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）についても、財源更正でございます。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目諸支出金は、補助金等の返還金に町負担分を含んでいたため、28万5,000円を減額するものでございます。

次ページになります。3項繰出金1目他会計繰出金は、保険給付費の町負担分および低所得者保険料軽減負担金の精算によって、一般会計に57万4,000円を繰り出すものでございます。

以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第76号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第16、議案第77号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） それでは、議案第77号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算議案書の50ページをご覧くださいと思います。

第1条 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

収入、第1款下水道事業収益第2項営業外収益、既決予定額7億8,149万3,000円に対し、補正予定額1,739万6,000円、計7億9,888万9,000円でございます。

収入につきましては、企業債利息、消費税および地方消費税の増額に伴う他会計補助金の増額、令和元年度に取得しました固定資産の確定に伴う長期前受金戻入額の確定による増額補正でございます。

続きまして、支出でございます。第1款下水道事業費用第1項営業費用、既決予定額9億2,254万4,000円に対し、補正予定額218万5,000円、計9億2,472万9,000円でございます。

第2項営業外費用、既決予定額1億6,656万7,000円に対し、補正予定額1,533万円、計1億8,189万7,000円でございます。

支出につきましては、令和元年度に取得しました固定資産の確定に伴う有形固定資産減価償却費および無形固定資産減価償却費の確定による増額、企業債利息の不足による増額、令和2年度確定申告による消費税および地方消費税の中間申告分および令和3年度確定申告未分の増額補正でございます。

また、51ページにつきましては実施計画・収益的収入、52ページにつきましては支出、53ページにつきましては予定キャッシュフローの計算書、54ページ・55ページにつきましては予定貸借対照表、56ページにつきましても実施計画の説明書の収入と57ページはその支出となっております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第77号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（河村善一君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、12月9日から12月22日までの14日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、12月9日から12月22日までの14日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、12月23日（水）です。当日は午前9時から全員協議会、午前10時から本会議を再開する予定です。よろしくお願ひ申し上げます。

また、議会運営委員会を12月22日（火）午後1時30分から開催しますので、よろしくお願ひします。

本日はこれで延会します。大変ご苦勞さまでした。

延会 午後2時23分